

# 第3期山都町地域福祉計画 第4期山都町地域福祉活動計画



みんなでつくる  
向こう三軒両隣



しあわせ笑顔の山都町

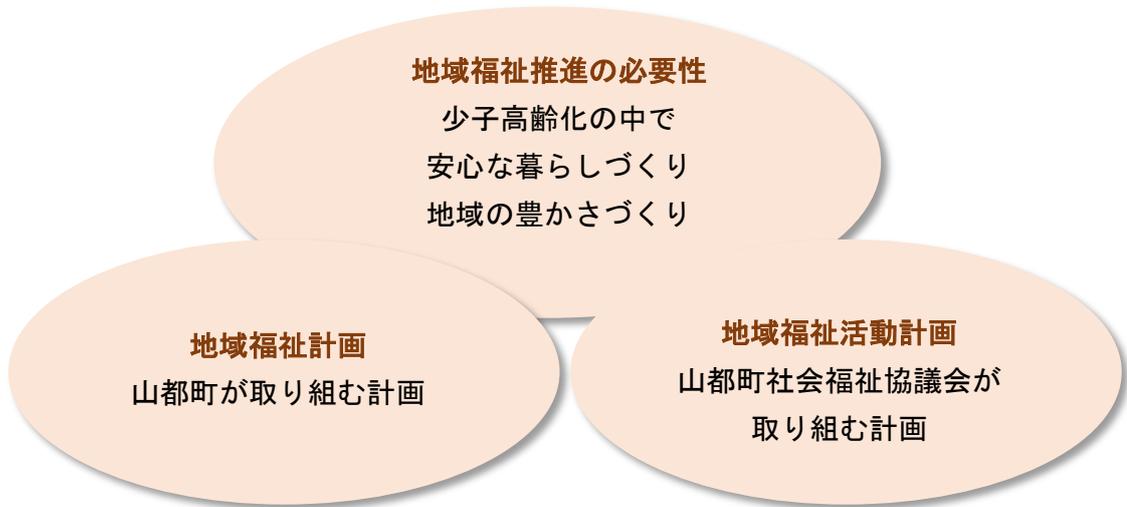


令和7年3月

山都町・山都町社会福祉協議会



## 第3期山都町地域福祉計画・第4期山都町地域福祉活動計画



### 地域福祉計画について（平成12年社会福祉法改正、第107条（市町村地域福祉計画））

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときには、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



### 地域福祉活動計画について（全国社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定指針）

社会福祉協議会が呼びかけ、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を運営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画



## はじめに



山都町を取り巻く環境は、急激な少子高齢化や核家族化の進行、人口減少に伴う地域の担い手不足、地域のつながりの希薄化など、地域社会や家族の姿が大きく変化し、公的な福祉制度のみでは対応できないケースが顕在化してきました。

また、生活スタイルの多様化や社会構造の変化により、さまざまな生活課題、地域課題が複雑化している状況です。こうした中、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながりあう地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進が重要になってきました。

近年、国においては、複雑化・複合化した課題を抱える人々に対し、重層的支援体制整備事業を実施し、地域において適切な支援体制を構築することの重要性が示されています。

地域福祉の取り組みは、地域、行政、社会福祉協議会をはじめ福祉関係団体などが緊密に連携し、町全体で取り組んでいく必要があります。

今回の計画は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年計画として、山都町と山都町社会福祉協議会とが共通の目的を持ち地域福祉を推進していくため、地域福祉計画と連携した地域福祉活動計画を盛り込み、本町における地域福祉のあり方を示す道しるべとしたものです。

基本目標は、「みんなでつくる 向こう三軒両隣 しあわせ笑顔の山都町」とし、山都町に住むすべての方々が住み慣れた地域で自分らしく暮らし、また仲間づくりを通して協力しあえる地域になることを目指しています。

目標達成に向け、本計画に掲げた施策や事業を積極的に展開してまいります。特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みを強化し、高齢者や障がい者、子育て世代など、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します。具体的には、包括的な支援体制の構築やアウトリーチ活動の強化、ICTを活用した福祉サービスの推進、住民参加型の福祉活動の活性化などを推進し、地域の実情に応じたきめ細やかな福祉サービスを提供してまいります。町民の皆様には、これらの取り組みにご理解ご協力いただき、共に「しあわせ笑顔の山都町」を築いていきたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました山都町保健福祉総合計画策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの町民の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

山都町長・山都町社会福祉協議会 会長 坂本 靖也

# 第3期山都町地域福祉計画・第4期山都町地域福祉活動計画

## 目次

### 第1章 計画の位置づけと役割

1. 計画の位置付け .....	2
2. 地域福祉推進の重要性 .....	4
3. 踏まえるべき国の施策等 .....	5
4. 重層的支援体制整備事業 .....	8

### 第2章 山都町での地域福祉の状況

1. 山都町での地域福祉の経緯 .....	10
2. 山都町の状況 .....	12
3. 前回計画の評価 .....	18
4. 住民アンケート調査 .....	20
5. 清和中学校3年生ワークショップ .....	29
6. 見守り懇談会 .....	32
7. 今後の計画課題 .....	36

### 第3章 計画の体系と展開

1. 計画の体系 .....	38
2. 計画の柱のポイント .....	40
3. 計画の柱の展開項目 .....	44
4. 地域福祉活動計画の目標値 .....	67

### 第4章 計画の進め方

1. 計画の推進体制と進行管理 .....	70
2. 計画の評価方法 .....	71

●補足 社会福祉協議会事業 .....	72
---------------------	----

### 第5章 第2期成年後見制度利用促進計画

1. 計画策定の趣旨等 .....	78
2. 第1期成年後見制度利用促進計画の振り返りと課題 .....	79
3. 今後の具体的な取り組み、第2期計画 .....	80

用語集 .....	82
-----------	----

# 第1章 計画の位置づけと役割

計画の目的、位置づけ等を整理します

1. 計画の位置付け
2. 地域福祉推進の重要性
3. 踏まえるべき国の施策等
4. 重層的支援体制整備事業

# 1. 計画の位置付け

## ●地域福祉について

- ・全国一律な「社会福祉」に対し、地域福祉は「身近な暮らしの場」で、地域の福祉資源（施設や人材等）を活用し、地域で工夫して進める福祉です。これは、赤ちゃんからお年寄りまですべての年代に関わります。

## ●地域福祉計画

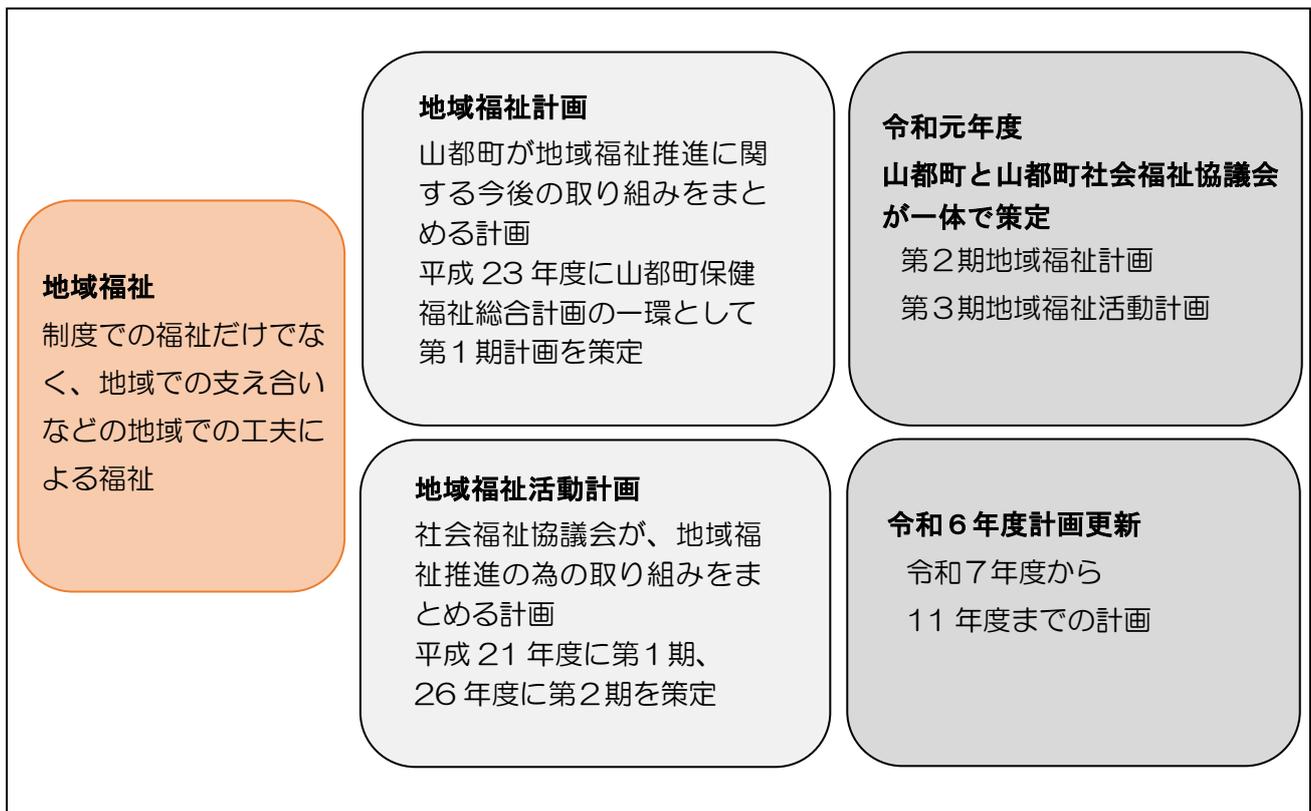
- ・平成 12 年の社会福祉法の改正で市町村での計画策定が位置づけられました。公的な福祉制度に加え、地域（住まいの近所）での支え合いを進めるものです。
- ・町の各種施策を地域福祉の視点（高齢者・障がい者・子ども、健康づくりを地域の特性を踏まえて取り組むこと）で組み立てるものです。
- ・福祉の視点での総合計画（住民・民間団体・機関等とともに取り組む）となります。

## ●地域福祉活動計画

- ・地域福祉推進を担う社会福祉協議会の活動を計画するものです。
- ・社会福祉協議会を構成する住民・各種団体・福祉関連事業所が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容を整理します。

## ●山都町第 3 期地域福祉計画・第 4 期地域福祉活動計画の位置付け

- ・令和元年度に策定した計画から5年が経過し、令和6年度に地域福祉計画・地域福祉活動計画を一体的に策定します。



### ●関係計画との関係

- ・地域福祉計画は住民すべての福祉に関わることから、福祉に関する高齢者福祉計画や障がい者福祉計画、子育て支援等の計画の上位計画に位置づけられます。そのため、福祉関連計画との調整が基本となります。

また、福祉の関わる領域が広い事から行政計画全般との関連が求められ、行政施策全般を福祉の視点（高齢者や障がい者、子どもの安全や安心の視点）で工夫することが必要です。

さらに、近年の社会状況から、成年後見制度利用促進、重層的支援体制整備事業、再犯防止対策等との関連も求められています。

### ●計画期間

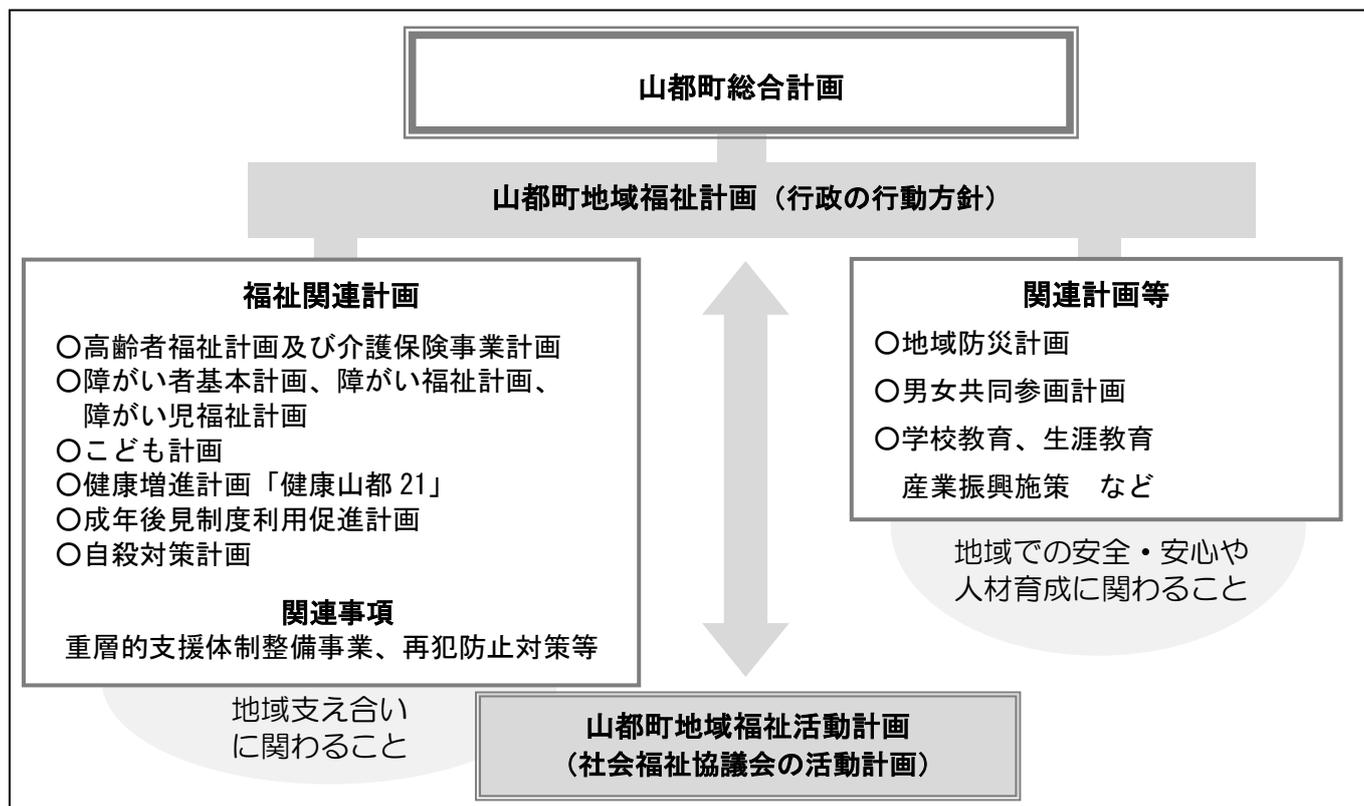
- ・令和6年度に計画の策定を行い、令和7年度を初年度とする11年度までの5年間の計画とします。

なお、取り組みを評価し、特に3年目には中間評価を行います

### ●策定の進め方

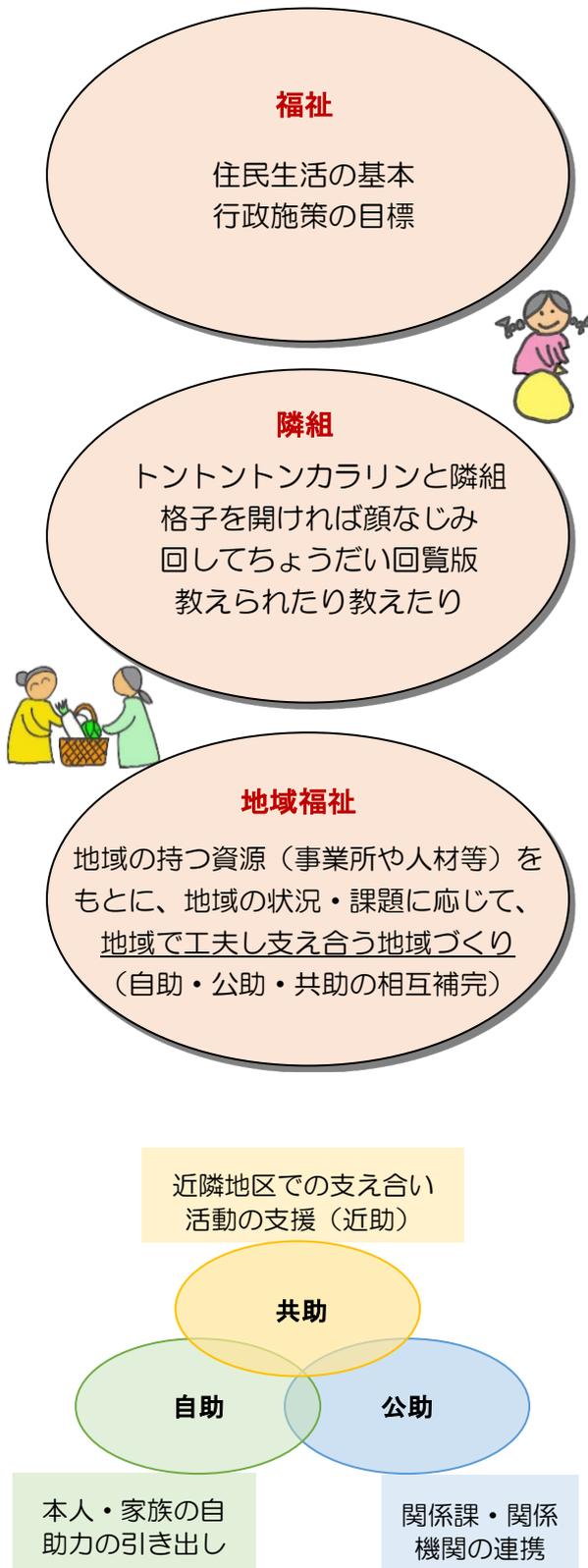
- ・町の状況や住民意向等の把握に関する調査をもとに、この間の取り組み状況、行政関係課と社会福祉協議会との協議、行政各分野の連携を重視し関係各課による調整会議で検討調整を行います。

そのうえで、住民代表による策定委員会での検討を踏まえて計画を策定します。



## 2. 地域福祉推進の重要性

もともと地域での暮らしに不可欠であった相互の支え合いが、地域福祉として法律や制度に位置づけられ、地域での工夫や努力が求められています。



### 「福祉」は地域運営の基本

#### ○地方自治法第1条の2

住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

### 地域福祉の法律的な位置づけ

#### ○地域福祉の推進（社会福祉法第4条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を  
経営する者及び社会福祉に関する活動  
を行う者は、相互に協力し、福祉サー  
ビスを必要とする地域住民が地域社会  
を構成する一員として日常生活を営み、  
社会、経済、文化その他あらゆる分野  
の活動に参加する機会が与えられるよ  
うに、地域福祉の推進に努めなければ  
ならない。

#### ○市町村地域福祉計画について

##### （社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」を策定し、（以下略）

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  
（抜粋）

#### ○市町村地域福祉活動計画について

地域福祉推進を担う社会福祉協議会の活動を計画するもの。  
社会福祉協議会を構成する住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容を整理する。

### 3. 踏まえるべき国の施策等

#### ●地域福祉計画策定のガイドライン

- ・近年の社会状況からは、『近隣での支え合い』だけにとどまらず、複合化する生活課題に地域全体での対応が求められており、平成 29 年に地域福祉計画策定のガイドラインが次のように定められています。

#### 地域福祉計画策定のガイドライン改定（厚生労働省、平成 29 年 9 月）

##### ○福祉分野の上位計画としての位置づけ

現状では、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法を異にしているが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の「上位計画」として位置付けていくことが必要である。

##### ○地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項・包括的な支援体制の整備に関する事項

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える人への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある人の金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障がい者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける公民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

##### ○包括的な支援体制の整備に関する事項

- ① 住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることが出来る環境の整備等
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築
- ③ 市町村における包括的な相談支援体制の構築

#### 地域運営

身近な暮らしの場で  
誰もが支え合い  
安全安心に暮らせる  
地域運営の進め方

## ●地域福祉への社会的な要請（地域共生社会の実現に向けて）

- ・急激な少子高齢化の中で、平成 29 年に国は「地域共生社会の実現」を掲げ今後の地域づくりの指針としています。
- ・地域共生社会の実現として次のような内容が示されています。  
特に地域福祉の役割が改めて位置づけられ、地域全体で支え合いを進める必要性がうたわれています。

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」ではなく、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### 改革の背景と方向性

#### 公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換

- ・個人や世帯の抱える複合的課題への包括的支援
- ・人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

#### 「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換

- ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ・地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

### 改革の骨格

#### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築
- 地域福祉計画の充実

#### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉行政の横断的な包括的支援のあり方の検討

#### 地域丸ごとのつながりの強化

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

#### 専門人材の機能強化・最大活用

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

## ● 全社協ビジョン

- ・ 国の地域共生社会形成を踏まえ、全国社会福祉協議会では「地域共生社会の実現」等と関連して、「全社協福祉ビジョン 2020」を以下のように定め、今後の活動の方針としています。

### 「全社協 福祉ビジョン2020」がめざすこと

○ 「全社協 福祉ビジョン2020」では、全国社会福祉組織・関係者がともに考え、2040年を見据えつつ、2030年までを取組み期間とし、取組みの方向性を提起。

※ 中間年である2025年に見直しを実施

➡ 「全社協 福祉ビジョン2020」を羅針盤として、関係者がこれまで築き上げてきた社会保障・社会福祉を将来世代につなげるために役割を果たしていく

○ 「全社協 福祉ビジョン2020」では、国で進めている「地域共生社会」の推進と、国際的に進められている「SDGs＝誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を包含し、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす

### 「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するため

社会福祉協議会、社会福祉法人、民生委員児童委員等は、以下の取組みを進める。

#### ① 重層的に連携・協働を深める

- ・ 社会福祉協議会は地域の多様な関係者をつなぎ、地域生活課題の解決に向けて「連携・協働の場」になる
- ・ 社会福祉法人は「連携・協働の場」における地域のネットワークの中心として活動する

#### ② 多様な実践を増進する

- ・ すべての人を対象に、居宅から施設までニーズに応じて多様なサービスを開発していく

#### ③ 福祉を支える人材（福祉人材）の確保・育成・定着を図る

- ・ 働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める
- ・ 多様な人材の参入を促進し、将来に向けて人材確保のすそ野を広げる

#### ④ 福祉サービスの質と効率性の向上を図る

- ・ 質の向上と効率性の向上を同時に求めていく
- ・ 福祉人材の多機能化、提供方法の見直し、ICT等の技術の活用を進める

#### ⑤ 福祉組織の基盤を強化する

- ・ 多様な資金の確保と職員の雇用の安定化を図る
- ・ 地域公益活動の促進を図り、非営利組織や企業等との協働を進める

#### ⑥ 国・自治体とのパートナーシップを強める

- ・ 自治体とのパートナーシップを強化し、公的委託事業の質を確保するために継続性を確保
- ・ 地域生活課題の解決に向け、積極的な政策提言を行う

#### ⑦ 地域共生社会への理解を広げ参加を促進する

- ・ 地域住民の参加の機会の拡充に向け、信頼関係の構築と情報発信に努める

#### ⑧ 災害に備える

- ・ 「災害福祉支援センター（仮称）」の設置を図り、平時から「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の組織化を進め、災害福祉支援のネットワーク化と専門人材の養成を図る
- ・ 平時から体制整備を図るための公的資金の確保と法整備を実現する

## 4. 重層的支援体制整備事業

- ・地域共生社会の実現の一環として、生活課題の一層の複雑化、深刻化に対応するため、市町村において「包括的な支援体制」の構築を推進する事業として、重層的支援体制整備事業が令和3年の社会福祉法改正により創設されました。
- ・課題を抱える人・世帯の発見、専門機関での総合的な支援に加え、本人と地域社会とのつながりや、地域での交流や活躍を作り出す参加支援や地域づくりの推進が必要とされています。

### 3つの支援事業を一体的に実施

包括的相談支援事業	<p>①介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施</p> <p>②複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する多機関協働事業を実施</p> <p>③必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じた継続的支援事業を実施</p>
参加支援事業	<p>○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、<u>本人のニーズと地域の資源との間を取り持ちたり、必要な資源を開拓し、社会とのつながりを回復する支援</u>（※2）を実施</p> <p>（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど</p> <p>（※2）就労支援、見守り等居住支援など</p>
地域づくり事業	<p>○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、<u>地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施</u></p> <p>○事業の実施に当たっては、以下の場及び機能を確保</p> <p>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所</p> <p>②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能</p>

### 3つの支援事業を支える事業

#### アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- ・支援が届いていない人に支援を届ける
- ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける
- ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

#### 多機関協働事業

- ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
- ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
- ・支援関係機関の役割分担を図る

## 第2章 山都町での地域福祉の状況

人口や世帯数、高齢化率の状況や、福祉関連の資料、今後の人口推計等の統計データを整理します。

また、アンケート調査等を行い、本計画に関する計画の前提条件を分析し計画の課題をまとめます。

1. 山都町での地域福祉の経緯
2. 山都町の状況
3. 前回計画の評価
4. 住民アンケート調査
5. 清和中学校3年生ワークショップ
6. 見守り懇談会
7. 今後の計画課題

# 1. 山都町での地域福祉の経緯

平成 17 年の山都町発足以前の 3 町村での、それぞれの取り組みをもとに、山都町としての地域福祉推進の枠組として、30 地区福祉会や各行政区での福祉委員などの、地域での支え合い活動に取り組んできました。

## 合併以前

地域福祉に関する  
主な取り組み

### 矢部町

15 地区社会福祉  
協議会を設置

### 清和村

6 つの地域福祉  
を支える会

### 蘇陽町

健康ムラ長の  
仕組み

## 合併後～

平成 19 年度

上益城地域振興局「地域福祉塾 in 山都町」  
により地域人材の育成  
旧町村の人材が合同で研修・ワークショッ  
プ、町・社協の合同事務局  
(塾事業の一環として福祉フォーラム開  
催)



平成 20 年度

矢部、清和福祉委員の研修  
や、蘇陽地区民生委員児童  
委員座談会を開催



平成 21 年度

社会福祉協議会が地区別の  
住民ワークショップを行い  
社会福祉協議会の地域福祉  
活動計画策定



平成 17 年度  
山都町発足

山都町社会福祉  
協議会発足



蘇陽地区自治振興区健康福祉部の立ち上げ

平成 23 年度

山都町が保健福祉総合計画の  
一環として地域福祉計画を策定



平成 30 年第 6 回町内・集落福祉  
全国サミット in 熊本・山都町

この間、熊本地震の被害、新型コロナウイルス感染症による自粛等の影響などもありました。

今後は、行政と社会福祉協議会や福祉活動の関係者等の一層の連携を進めていく事が重要です。

～令和元年度までの取り組み(抜粋)

令和2年度以降の取り組み(抜粋)



福祉委員研修



地区懇談会(30地区福祉会)

平成26年度  
山都町老人福祉計画と連携し  
第2期地域福祉活動計画策定

平成28年熊本地震  
被災者支援の一環として町から社協に委託し地域支え合いセンターを設置運営等

令和元年度  
町と社会福祉協議会とで地域福祉推進に関する計画を一体的に策定  
地区座談会や社協役員研修等に行政も参加

令和2年～  
新型コロナウイルス感染症による、様々な活動制限、地域活動の自粛等  
  
令和5年～  
感染症分類の5類移行による、各種活動の制限緩和



小峰地区見守り懇談会



地域福祉サポーター養成講座



原仮設住宅でのサロン活動



令和4年度  
「認知症声掛け訓練」



文化の森でのおたっしや  
作品展・交流発表会



令和4・5年度  
見守りあんしんネットワーク



中間評価委員会  
(令和5年2月)

## 2. 山都町の状況

### (1) 人口・年齢構成等の推移

○山都町の総人口は令和5年10月1日時点で12,401人、高齢者（65歳以上）は6,632人で、高齢化率は53.5%です（推計人口調査）。

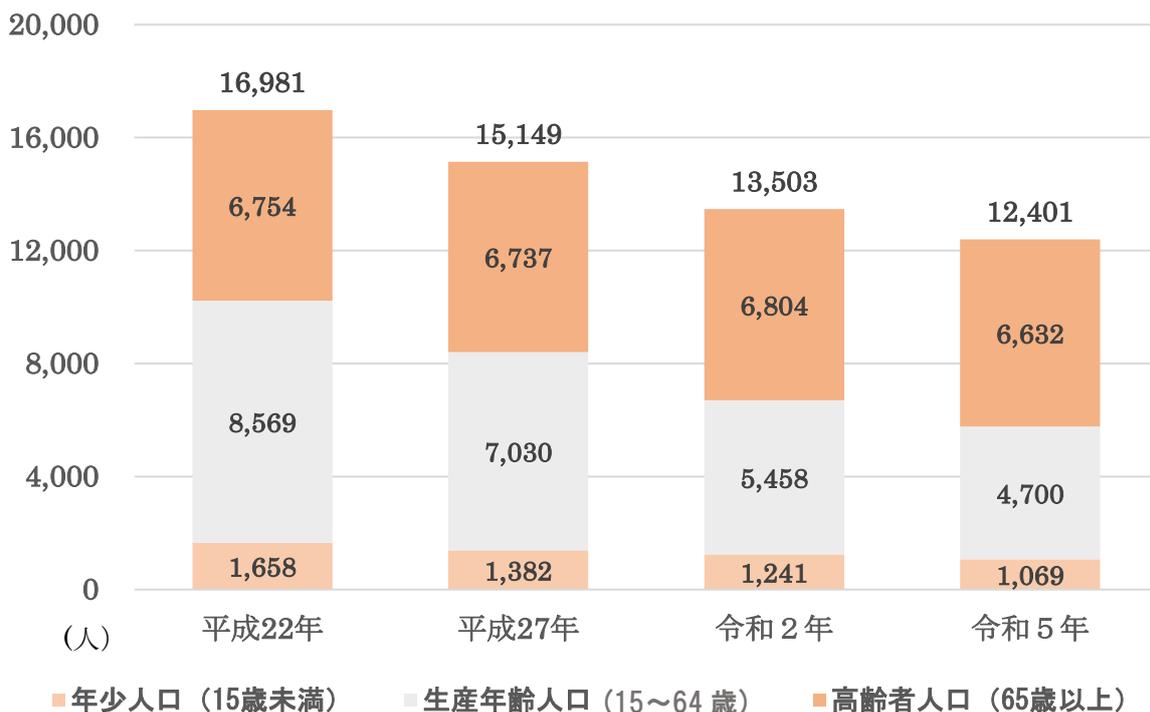
○平成27年に15,149人だった人口が令和5年では12,401人と18.1%の減少となっています。

#### 山都町総人口・高齢者人口の推移

国勢調査（山都町ホームページ掲載）・熊本県推計人口調査（各年10月1日現在）

年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口(人)	25,282	23,503	21,746	20,333	18,761	16,981	15,149	13,503	12,401
年少人口 (0～14歳) (人、%)	5,186 20.5%	4,487 19.1%	3,567 16.4%	2,760 13.6%	2,068 11.0%	1,658 9.8%	1,382 9.1%	1,241 9.2%	1,069 8.6%
生産年齢人口 (15～64歳) (人、%)	15,896 62.9%	14,201 60.4%	12,472 57.4%	11,083 54.5%	9,750 52.0%	8,569 50.5%	7,030 46.4%	5,458 40.4%	4,700 37.9%
高齢者人口 (65歳以上) (人、%)	4,200 16.6%	4,814 20.5%	5,707 26.2%	6,490 31.9%	6,943 37.0%	6,754 39.8%	6,737 44.5%	6,804 50.4%	6,632 53.5%
世帯数(世帯)	6,798	6,594	6,430	6,378	6,160	5,906	5,594	5,252	5,071
世帯当たり人員 (人/世帯)	3.72	3.56	3.38	3.19	3.05	2.88	2.71	2.57	2.45

※平成2年は年齢不詳1名



(2) 人口の将来推計（国立社会保障人口問題研究所・令和2年国勢調査をもとに推計）

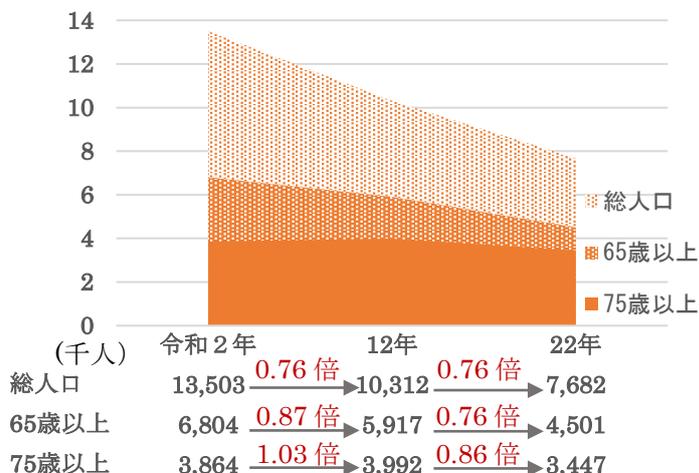
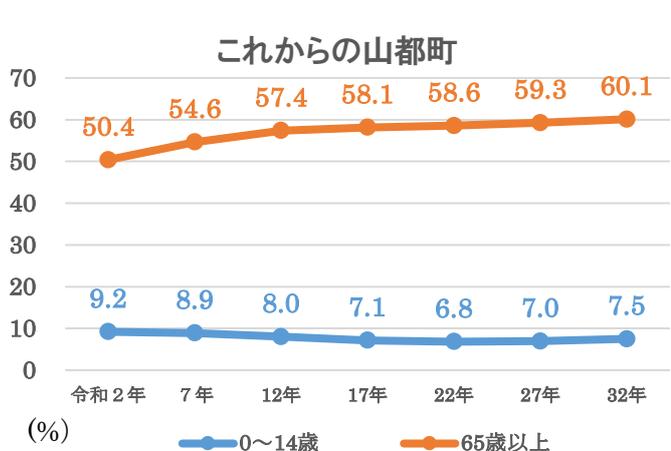
○将来人口の推計では総人口の減少が進むことが予測されています。

○65歳以上の高齢者人口は減少が見込まれますが、総人口の減少の割合が大き  
く、高齢化率は上昇しています。

○とくに課題を抱えがちな75歳以上の後期高齢者は、人数については令和12  
年にかけて増加しその後は減少が予測されていますが、総人口に占める割合に  
ついては令和22年にかけて高くなっていきます。

国立社会保障人口問題研究所・国勢調査（令和2年）値

年	総数 (人)	0~14歳 (人)	15~64歳 (人)	65歳以上 (人)	65~74歳 (人)	75歳以上 (人)	0~14歳 割合(%)	15~64歳 割合(%)	65歳以上 割合(%)	65~74歳 割合(%)	75歳以上 割合(%)
令和2年	13,503	1,241	5,458	6,804	2,940	3,864	9.2%	40.4%	50.4%	21.8%	28.6%
令和7年	11,830	1,053	4,312	6,465	2,626	3,839	8.9%	36.4%	54.6%	22.2%	32.5%
令和12年	10,312	829	3,566	5,917	1,925	3,992	8.0%	34.6%	57.4%	18.7%	38.7%
令和17年	8,934	638	3,102	5,194	1,382	3,812	7.1%	34.7%	58.1%	15.5%	42.7%
令和22年	7,682	524	2,657	4,501	1,054	3,447	6.8%	34.6%	58.6%	13.7%	44.9%
令和27年	6,522	454	2,202	3,866	1,002	2,864	7.0%	33.8%	59.3%	15.4%	43.9%
令和32年	5,466	410	1,770	3,286	974	2,312	7.5%	32.4%	60.1%	17.8%	42.3%



(3) 高齢者世帯の状況

○単独世帯の増加が進んでいます。夫婦だけの世帯も増加がみられます。

○高齢者だけの世帯は全体の40.4%となります。

国勢調査

年	一般世帯数	高齢者のみの世帯					
		実数	割合	うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯	
				実数	割合	実数	割合
平成17年	6,143	1,703	27.7%	763	12.4%	940	15.3%
平成22年	5,884	1,775	30.2%	823	14.0%	952	16.2%
平成27年	5,567	1,936	34.8%	931	16.7%	1,005	18.1%
令和2年	5,217	2,110	40.4%	1,035	19.8%	1,075	20.6%

#### (4) 平均寿命

○熊本県は全国平均より平均寿命が長く、本町の女性の平均寿命は県平均よりさらに長くなっていますが、本町の男性の平均寿命は全国平均を下回っています。

○令和2年の本町の平均寿命は、男性が80.5歳、女性が88.5歳となっています。

全国市区町村別生命表

年	山都町		県平均		全国平均	
	男	女	男	女	男	女
平成17年	79.6	86.7	79.22	86.54	78.79	85.75
平成22年	81.0	86.0	80.29	86.98	79.59	86.35
平成27年	81.5	87.6	81.22	87.49	80.77	87.01
令和2年	80.5	88.5	81.91	88.22	81.49	87.60

#### (5) 65歳以上就業率

○65歳以上で働いている人は4割を超えています。県内で最も高い割合となっています。

○高齢になっても仕事を続ける人が多いことを示しており、健康づくりや生きがいにつながっていることが考えられます。

国勢調査

年	山都町就業率	県内順位	熊本県平均	全国平均
平成22年	30.86%	2位	19.06%	20.35%
平成27年	34.50%	3位	21.94%	22.49%
令和2年	41.80%	1位	25.78%	24.69%

#### (6) シニアクラブの状況

○加入率は若干低下傾向にありますが、依然として半数近い人が加入しており、県内でも高い加入率を維持しています。

年度	60歳以上 人口(人) A	老人クラブ数			人数			加入率 B/A	県内順位
		国庫補助 対象	小規模 クラブ	計	国庫補助 対象	小規模 クラブ	計		
							B		
平成27年	8,338	57	1	58	4,267	3	4,270	51.2%	4位
平成29年	8,188	59	0	59	4,280	0	4,280	52.3%	4位
平成30年	8,117	53	0	53	4,140	0	4,140	51.0%	4位
令和2年	7,974	48	6	54	3,765	135	3,900	48.9%	4位
令和3年	7,846	50	2	52	3,804	36	3,840	48.9%	5位
令和4年	7,741	47	4	51	3,552	60	3,612	46.7%	4位

※国庫補助対象クラブは会員が60歳以上で概ね30人以上のクラブ、小規模クラブはそれを除いたもの  
(熊本地震の関係で28年度データなし、福祉行政報告)

## (7) 介護保険状況

○介護認定を受けている人の割合（認定率）は令和4年度で21.7%となっています。平成28年度の23.3%をピークに近年はわずかに減少傾向にあります。

○熊本県の認定率より少し高い割合ではあるものの、本町の65歳以上の方のうち約8割は介護認定を受けず健康な生活が送れていることを示しています。

### 介護認定状況

介護保険事業状況報告（年報）

年度		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年
第1号被保険者中認定者		1,563	1,618	1,603	1,574	1,557	1,536	1,518
要介護認定者数	要支援1	190	185	165	139	128	112	79
	要支援2	271	274	242	218	188	182	181
	要介護1	254	265	279	269	283	273	290
	要介護2	340	333	367	360	388	377	362
	要介護3	175	225	223	249	240	224	222
	要介護4	185	179	190	196	193	221	227
	要介護5	148	157	137	143	137	147	143
認定率	山都町	22.7%	23.3%	23.1%	22.5%	22.2%	22.0%	21.7%
	熊本県	20.4%	20.4%	20.5%	19.9%	19.7%	19.7%	19.6%

### 65歳以上月額介護保険料（基準額）

○介護保険料（基準月額）は、県内平均では減少傾向にあるなか、本町ではこの15年で1,700円上昇し、現在は7,200円となっています。

○介護保険料の増加を防ぎ家計の負担を抑えるためには、介護予防や健康維持を目指す取り組みが必要とされています。

年度	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	平成21～23年	平成24～26年	平成27～29年	平成30～令和2年	令和3～5年	令和6～8年
山都町	5,500円	6,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,200円
熊本県	5,138円	5,684円	6,374円	6,374円	6,240円	6,190円
全国	4,972円	5,514円	5,869円	5,869円	6,014円	6,225円

(8) 年齢別認知症の人（介護保険認定でⅡ a以上の人）

「Ⅱ a」：認知症の症状段階のうち、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態。  
 たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

令和7年1月1日現在

	男			女		
	当該年齢総数	Ⅱ a以上(人)	割合	当該年齢総数	Ⅱ a以上(人)	割合
65歳以上70歳未満	662	7	1%	589	5	1%
70歳以上75歳未満	796	19	2%	725	11	2%
75歳以上80歳未満	625	38	6%	570	30	5%
80歳以上85歳未満	368	24	7%	592	81	14%
85歳以上90歳未満	335	88	26%	597	201	34%
90歳以上	252	119	47%	618	391	63%
計	3,038	295	10%	3,691	719	19%

毎年1月1日

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認知症高齢者 (A)	1,101	964	942	992	1,055
65歳以上人口 (B)	7,041	7,024	6,960	6,908	6,834
A/B×100 (%)	15.6	13.7	13.5	14.4	15.4

(9) 障がい者に関する状況

○身体障害者手帳の交付状況では、減少しています。精神や療育手帳については、おおむね同数で推移している状況です。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,107	1,088	1,082	1,059	1,043
精神障害者手帳	144	147	147	150	155
療育手帳	286	287	291	293	295
計 (A)	1537	1,522	1,520	1,502	14,93
総人口 (B)	14,892	14,563	14,245	13,806	13,466
A/B×100 (%)	10.3	10.5	10.7	10.9	11.1

(10) 生活保護の状況

○保護率(千世帯当たりの割合)は県平均よりは低いものの増加傾向となっています。

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
生活保護世帯	105	99	93	91	91
保護率 (‰)	8.44	9.10	8.07	8.06	8.44
県平均保護率	14.07	14.03	13.97	13.98	13.99

(‰：パーミル 千分率)

## (11) 地区別の状況

○この数年でも人口・世帯数の減少が進んでおり、高齢化率が60%を超える地区が増えていきます。

住民基本台帳 毎年4月

地区	自治振興区 および 地区福祉会名	人口		平成31年～ 令和6年 増減率	世帯数		平成31年～ 令和6年 増減率	高齢化率		平成31年～ 令和6年 増ポイント
		令和6年	平成31年		令和6年	平成31年		令和6年	平成31年	
矢部	御岳東部	736	855	▲13.9%	323	339	▲4.7%	51.2%	45.1%	6.1
	御岳西部	417	474	▲12.0%	200	208	▲3.8%	54.7%	47.9%	6.8
	白糸第一	398	451	▲11.8%	180	177	1.7%	55.3%	48.6%	6.7
	白糸第二	145	173	▲16.2%	76	87	▲12.6%	72.4%	62.5%	9.9
	白糸第三	119	142	▲16.2%	68	77	▲11.7%	72.3%	71.2%	1.1
	下矢部東部	491	558	▲12.0%	213	209	1.9%	52.7%	47.7%	5.0
	下矢部西部	363	447	▲18.8%	161	177	▲9.0%	58.7%	49.9%	8.8
	中島西部	212	230	▲7.8%	93	100	▲7.0%	56.1%	50.0%	6.1
	中島東部	843	989	▲14.8%	381	437	▲12.8%	50.8%	48.8%	2.0
	中島南部	212	308	▲31.2%	130	132	▲1.5%	59.4%	52.0%	7.4
	下名連石	394	440	▲10.5%	182	189	▲3.7%	49.5%	45.5%	4.0
	御所	444	518	▲14.3%	193	201	▲4.0%	51.1%	41.2%	9.9
	浜町C	1,201	1,407	▲14.6%	374	636	▲41.2%	47.1%	49.7%	-2.6
	浜町B	1,104	1,222	▲9.7%	580	616	▲5.8%	42.9%	42.3%	0.6
浜町A	688	735	▲6.4%	571	376	51.9%	53.3%	47.1%	6.2	
清和	清和	669	770	▲13.1%	316	329	▲4.0%	51.1%	47.3%	3.8
	朝日	397	433	▲8.3%	170	178	▲4.5%	57.4%	52.9%	4.5
	清北	399	427	▲6.6%	155	162	▲4.3%	47.6%	45.9%	1.7
	朝日自治振興区	796	860	▲7.4%	325	340	▲4.4%	52.5%	49.5%	3.0
	小峰	435	491	▲11.4%	218	219	▲0.5%	46.4%	39.6%	6.8
	西木	139	174	▲20.1%	76	85	▲10.6%	68.4%	61.5%	6.9
	緑川	66	94	▲29.8%	41	46	▲10.9%	75.8%	56.4%	19.4
緑川・木原谷自治振興区	205	268	▲23.5%	117	131	▲10.7%	70.7%	59.8%	10.9	
蘇陽	馬見原	796	870	▲8.5%	387	395	▲2.0%	51.1%	46.8%	4.3
	大野	336	382	▲12.0%	195	197	▲1.0%	48.2%	44.0%	4.2
	菅尾	614	666	▲7.8%	292	290	0.7%	49.0%	44.5%	4.5
	二瀬本	353	396	▲10.9%	153	171	▲10.5%	46.7%	43.7%	3.0
	花上	93	105	▲11.4%	48	49	▲2.0%	60.2%	45.8%	14.4
	橘	149	192	▲22.4%	71	75	▲5.3%	55.7%	45.9%	9.8
	東竹原	316	365	▲13.4%	143	162	▲11.7%	53.2%	47.2%	6.0
	長谷	228	235	▲3.0%	107	98	9.2%	53.1%	48.6%	4.5
上差尾	205	277	▲23.5%	107	112	▲4.5%	46.0%	40.5%	5.5	

※清和地区では、朝日と清北を合わせて朝日自治振興区、西木と緑川を合わせて緑川・木原谷自治振興区となっているが、他の地区では地区と自治振興区は同じとなっている。

### 3. 前回計画の評価

令和元年度に定めた前回計画については、令和3年度に中間評価、令和6年度に最終評価を行った。

3つの計画の柱ごとに定めた22の展開項目ごとに、1～5段階で評価し、計画の柱ごとに評価点をパーセントで表した。

#### ●コロナ禍によって会合や研修等が十分に行われなかった状況

令和3年度時点では、新型コロナウイルス感染症の影響で、「④生涯学習での意識づくり」、「⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供」、「⑩サロン活動の推進」などの項目については、研修や会合等が開催できにくかったことから、評価は3または2となり、想定より取り組みが進まなかった。

令和5年5月に感染法上の移行が行われ、生涯学習やサロンなどについては取り組みの改善が進められた。

とくに、「③子どもたちの福祉の意識づくり」に関しては令和6年度に、清和中学校で地域支え合いに関するワークショップの開催や、全中学校でのアンケート調査等に取り組んでいる。

#### ●人材育成や人材の活躍について

「⑤人材の活躍機会の工夫」や「⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供」については各種サポーター養成講座に参加者が集まりにくいなどの状況があった。今後とも改善が必要と考えられる。

#### ●生活支援や認知症対策等の一層の推進の必要性

「⑪生活支援の推進」については、高齢化が進むなか、ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦のみ世帯が増加するなど、より一層の取り組みが必要と考えられ、評価としては3のままである。

また、「⑰地域での認知症対応」については、見守り声かけ模擬訓練の実施など取り組みを進めているが、今後、認知症の人が多くなっていく見込みの中、一層の取り組みが必要と考えられる。

#### ●全体の評価は80%

各項目5点満点に対して計画の柱ごとの評価では、「1. 地域福祉の啓発と人材の活躍」が83%、「2. 地域支え合い活動の推進」と「3. 関係機関の連携・協働」が80%となった。

全体では80%となった。評価点4と判断される項目が多く、全体としては取り組みが進んでいるが、それぞれに改善課題はあり、このような取り組みの評価を行いつつ、一層の改善が必要である。

評価点5段階の基準

5：よくできている                      2：あまりできていない  
 4：ある程度できている                1：できていない  
 3：普通

計画の柱	計画の柱の展開項目別評価点	令和3年度	令和6年度	計画の柱の評価点	
				令和3年度	令和6年度
<b>1. 地域福祉の啓発と人材の活躍</b>  基本となる地域福祉の啓発と理解促進  人材の活躍・人材連携の推進	①地域福祉の広報・啓発	5	5	5 × 6 = 30 点満点  22 点/30 点 = 73%	25 点/30 点 = 83%
	②地区福祉会、民生委員児童委員、福祉委員等の広報	4	4		
	③子どもたちの福祉の意識づくり	4	5		
	④生涯学習での意識づくり	3	5		
	⑤人材の活躍機会の工夫	4	3		
	⑥ボランティアの育成と活躍機会の提供	2	3		
<b>2. 地域支え合い活動の推進</b>  身近な生活単位である30地区福祉会や各行政区等での支え合い活動推進	⑦福祉団体活動の支援と連携	4	4	5 × 6 = 30 点満点  22 点/30 点 = 73%	24 点/30 点 = 80%
	⑧30地区福祉会活動の充実	4	4		
	⑨見守りネットワークの充実	4	4		
	⑩サロン活動の推進	3	5		
	⑪生活支援の推進	3	3		
	⑫地域での防災・防犯活動の推進	4	4		
<b>3. 関係機関の連携・協働</b>  総合相談や地域包括ケア等、関係機関・多職種の連携による一層の支援	⑬総合相談・総合対応の充実	4	4	5 × 10 = 50 点満点  39 点/50 点 = 78%	40 点/50 点 = 80%
	⑭地域子育て支援	4	4		
	⑮障がい者地域共生	4	4		
	⑯地域での健康づくり・介護予防	4	4		
	⑰地域での認知症対応	3	4		
	⑱避難行動要支援者の支援	4	4		
	⑲権利擁護の推進	4	4		
	⑳生活困窮等への対応	4	4		
	㉑自殺防止対策	4	4		
	㉒各種団体・福祉関連事業所の連携・構築	4	4		
全体	5 × 22 = 110 点満点	83	87	83 点/110 点 = 75%	89 点/110 点 = 80%

## 4. 住民アンケート調査

山都町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたり、地域における支え合いの状況や地域福祉活動への住民参加などの町民の意識、意見の反映や課題を抽出するための基礎資料として住民アンケート調査を実施した。

調査概要	
調査対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町消防団（回答 62 名）</li> <li>山都町役場女性職員（回答 180 名）</li> <li>山都町社会福祉協議会職員（回答 62 名）</li> <li>山都町立矢部中学校、山都町立清和中学校、山都町立蘇陽中学校、全学年生徒（回答 177 名）</li> </ul>
調査方法	インターネットによる回答
調査期間	令和 6 年 8 月から 11 月

### 回答者の属性について

中学生にアンケートを依頼したことで、10代の回答が37.2%と最も多くなっている。また、役場職員や消防団等からの回答により40代が23.9%、30代が15.4%と全体に若い人の意見が多くなっている。自由回答でも中学生から多くの意見が出されている。

### 中学生の回答（一部例示）

#### ●地域で集まる機会を作る、顔見知りになる

- ・地域で定期的に集まり話し合う。(女性・矢部)
- ・一年に一回でもいいからたくさんの近所の人と触れ合う機会を作る。(女性・矢部)
- ・普段からの交流の場を増やすこと。年齢の垣根を取り払うこと。(女性・清和)
- ・地域での交流を増やしたほうがより関わりが深くなり、災害時などにも協力できると思います。(女性・清和)

#### ●話し合いの場を設ける

- ・地域が支え合うためにはどんなことをすればいいか、話し合う場があるといい。例えば、小学校や中学校、高校で集まり話し合いを行う。(女性・矢部)

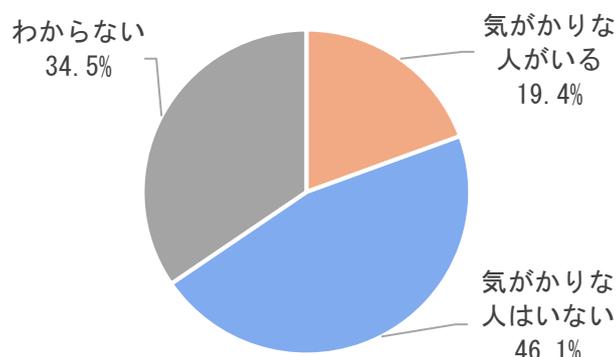
	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	
全体	人	481	179	31	74	115	32	29	21
	%	100.0	37.2	6.4	15.4	23.9	6.7	6.0	4.4
男性	人	259	85	22	57	85	3	5	2
	%	100.0	32.8	8.5	22.0	32.8	1.2	1.9	0.8
女性	人	218	90	9	17	30	29	24	19
	%	100.0	41.3	4.1	7.8	13.8	13.3	11.0	8.7
不明	人	4	4	0	0	0	0	0	0
	%	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
矢部	人	218	67	22	44	58	9	11	7
	%	100.0	30.7	10.1	20.2	26.6	4.1	5.0	3.2
清和	人	91	37	4	5	24	7	8	6
	%	100.0	40.7	4.4	5.5	26.4	7.7	8.8	6.6
蘇陽	人	125	72	2	9	15	13	8	6
	%	100.0	57.6	1.6	7.2	12.0	10.4	6.4	4.8
山都町以外	人	47	3	3	16	18	3	2	2
	%	100.0	6.4	6.4	34.0	38.3	6.4	4.3	4.3

問. あなたのご近所で「気がかりな人」はいませんか？【単数回答】

「気がかりな人がいる」が19.4%、「気がかりな人はいない」は46.1%であった。

19.4%は、約5人に1人の割合となり、近所での「気がかりな人」が多いこと、さらに何かと気にかけている様子が見え始める。

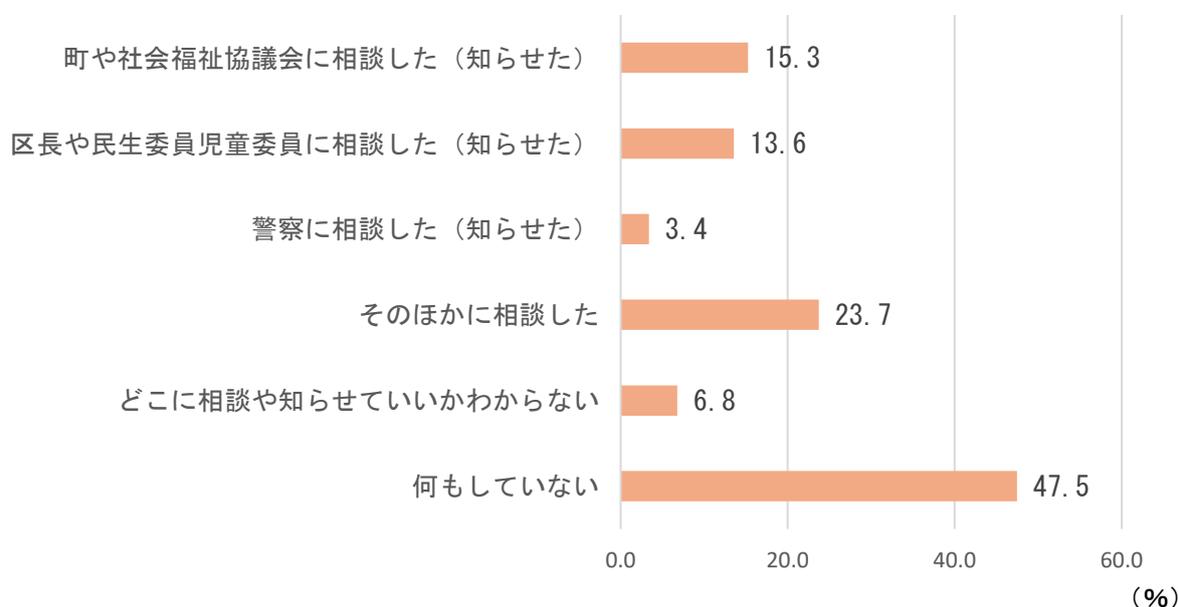
気になる内容を見ると、高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者等が多く、また、病気や認知症の方、近所付き合いを断っている人、引きこもりの息子さんなど多岐にわたっている。



問. 気がかりな人について、どこかへ相談や連絡をされましたか？【複数回答】

「気がかりな人」が多いとされる一方で、最も多い回答が「何もしていない」47.5%となっている。また、「どこに相談していいかわからない」も6.8%となった。

相談先としては「町や社会福祉協議会に相談した」15.3%、「区長や民生委員児童委員に相談した」が13.6%となった。



『そのほかに相談した』の回答

●近隣の方

- ・近所の人と共通の認識を持っている。時々声かけはしている。(男性・60代・蘇陽)
- ・声かけなど行っている(男性・40代・矢部)
- ・出来るだけ手伝っている(女性・50代・矢部)
- ・元気でられるか気にして見ている(女性・60代・蘇陽)

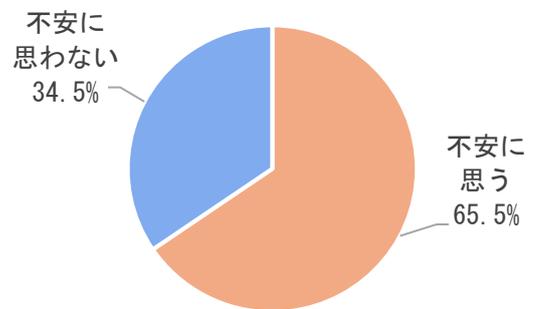
●気になる方の家族の方や知り合いの方

- ・対象者の息子さんの知り合い(男性・50代・蘇陽)
- ・その家族に連絡はした(女性・40代・蘇陽)
- ・その人の夫、親族(女性・40代・清和)
- ・知り合いの保健師に相談した(女性・60代・蘇陽)

問. 災害時の避難や備えについて不安に思いますか【単数回答】

「不安に思う」が 65.5%、「不安に思わない」が 34.5%となり、不安に思うが 30 ポイント以上も上回る結果となった。

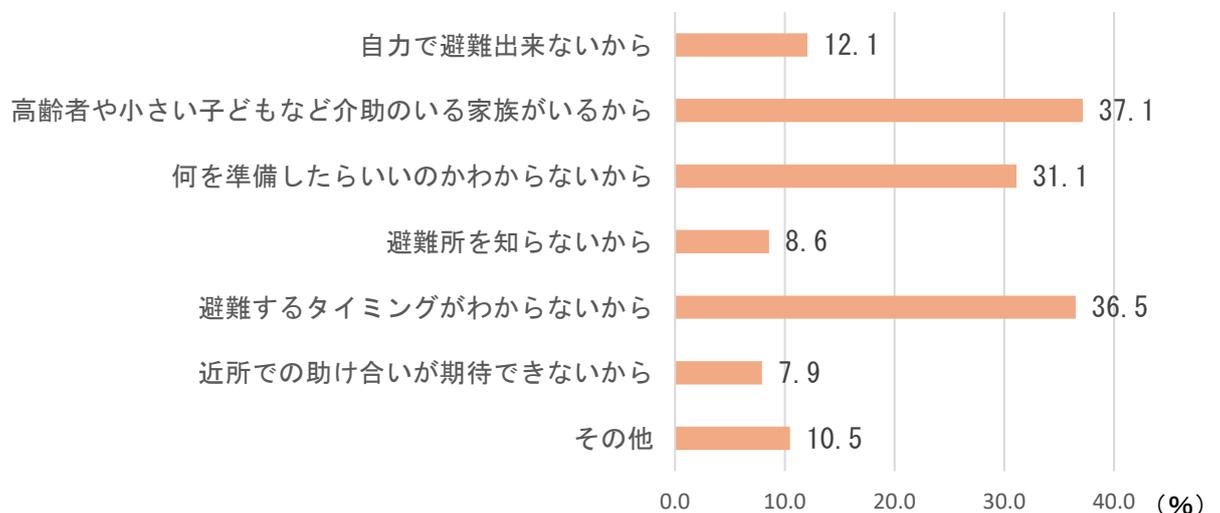
年代別にみても全世代で「不安に思う」と回答した割合が高くなっている。



問. 災害時の避難や備えに不安だと「思う方」の気になること【複数回答】

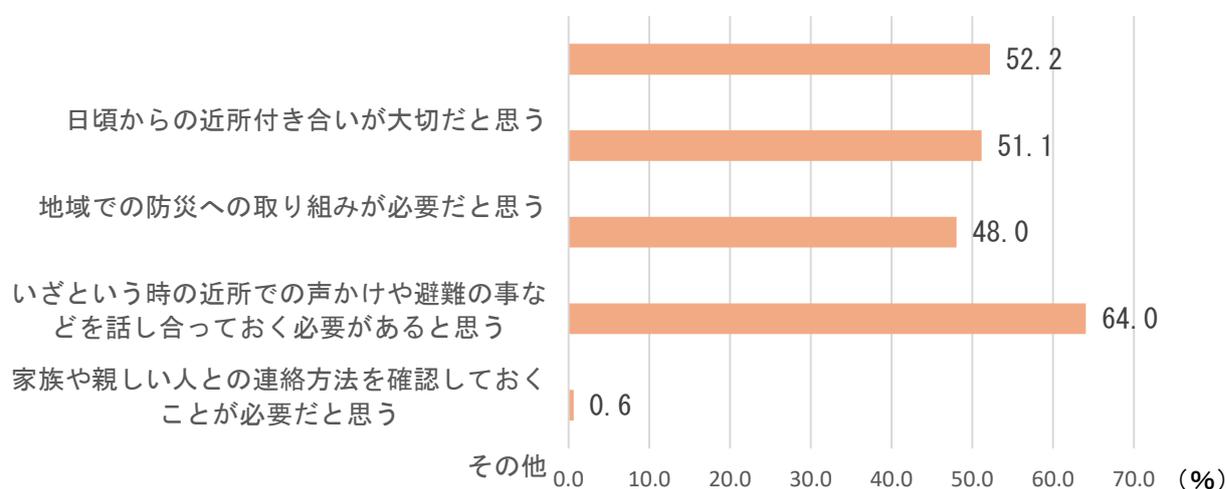
全体で見ると「高齢者や小さい子どもなど介助のいる家族がいるから」の 37.1%が一番多い。次いで「避難するタイミングがわからないから」は 36.5%、「何を準備したらいいのかわからないから」は 31.1%であった。

「その他」の回答の中には、自宅の耐震性などが不安、避難所に不安がある、などの意見も多く寄せられている。



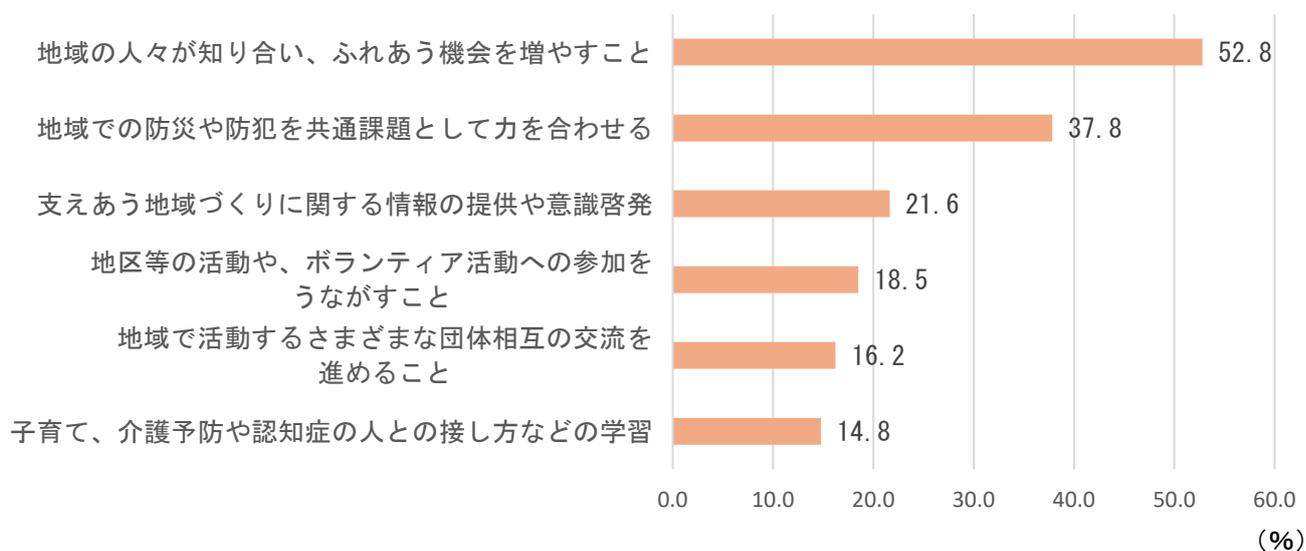
問. 熊本地震や豪雨災害等を踏まえ、どのようなことが大切だと思われますか【複数回答】

「家族や親しい人と連絡方法を確認しておく」が64.0%と最も多く、特に50代、60代での回答が8割近くの回答率となり、近所での助け合いが必要であると考えられている。次いで「日頃からの近所付き合いが大切」が52.2%、「地域での防災への取り組みが必要」が51.1%となった。



問. あなたは、近所で住民どうしが支え合う地域づくりのために、どのようなことが必要だと思いますか【複数回答】

一番回答が多かったのは「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」の52.8%で、10代、20代の若い年代で5割程度の回答となった。その他、「地域での防災や防犯を共通課題として力を合わせる」が37.8%と多く、防災、防犯への関心の高さが見てとれる。



問. 近所で住民どうしが支えあう地域づくりのために、どのようなことが必要だと思いますか  
『アイデアや意見』 【自由回答】

●地域で集まる機会を作る、顔見知りになる

- ・地域のことをしっかり理解するように地域の集まりの機会を多く作る(女性・50代・蘇陽)
- ・今現在行われている地域の色々な活動がお互いの見守りに繋がっている事を理解してもらう。社協が根気強く地域に出向いて顔の見える関係性作りを続けて行く事(男性・50代・蘇陽)
- ・自治振興区が主催で様々な年代を対象にした交流会を実施すること(男性・30代・蘇陽)
- ・顔を合わせる機会、イベント等にみんなが参加して顔見知りになっておくことが大事かなと思います。(校区の運動会のような)(女性・30代・蘇陽)
- ・区長さんが中心となって、定期的に公民館に集まって交流会を開く。BBQ や音楽演奏会など(女性・50代・蘇陽)
- ・地域での作業や行事を通して、まずは交流し合うことが大切だと思います。(女性・60代・矢部)
- ・その地区でコミュニケーションが取れやすいよう年間行事として、レクリエーションなどの顔を合わせ、名前を覚えられるような機会を作る(女性・30代・矢部)
- ・近所の人とふれあう機会が必要だと思う(男性・10代・蘇陽)
- ・交流会を月1回開催したり、みんなで食事をする機会があるといい(女性・10代・矢部)
- ・一年に一回でもいいからたくさんの近所の人と触れ合う機会を作る(女性・10代・矢部)
- ・普段からの交流の場を増やすこと。年齢の垣根を取り払うこと(女性・10代・清和)
- ・e スポーツなど誰でも気軽に楽しめるもので一緒に楽しむ(女性・10代・矢部)

●地域で災害に備えた訓練などを行う

- ・地域での避難訓練をする(男性・10代・蘇陽)
- ・高齢者同士で逃げてみる練習を地域活動としてやってみる(男性・40代・矢部)
- ・声かけを早めに、持っていくものを準備しておくこと。(女性・10代・蘇陽)
- ・地域の人々と、防災について考えること。(男性・10代・蘇陽)
- ・住民同士が協力して災害に備えて準備すること(男性・10代・矢部)
- ・災害時に駆け付けが必要な高齢者等の情報共有(女性・20代・矢部)

●日頃のコミュニケーションを大事にする

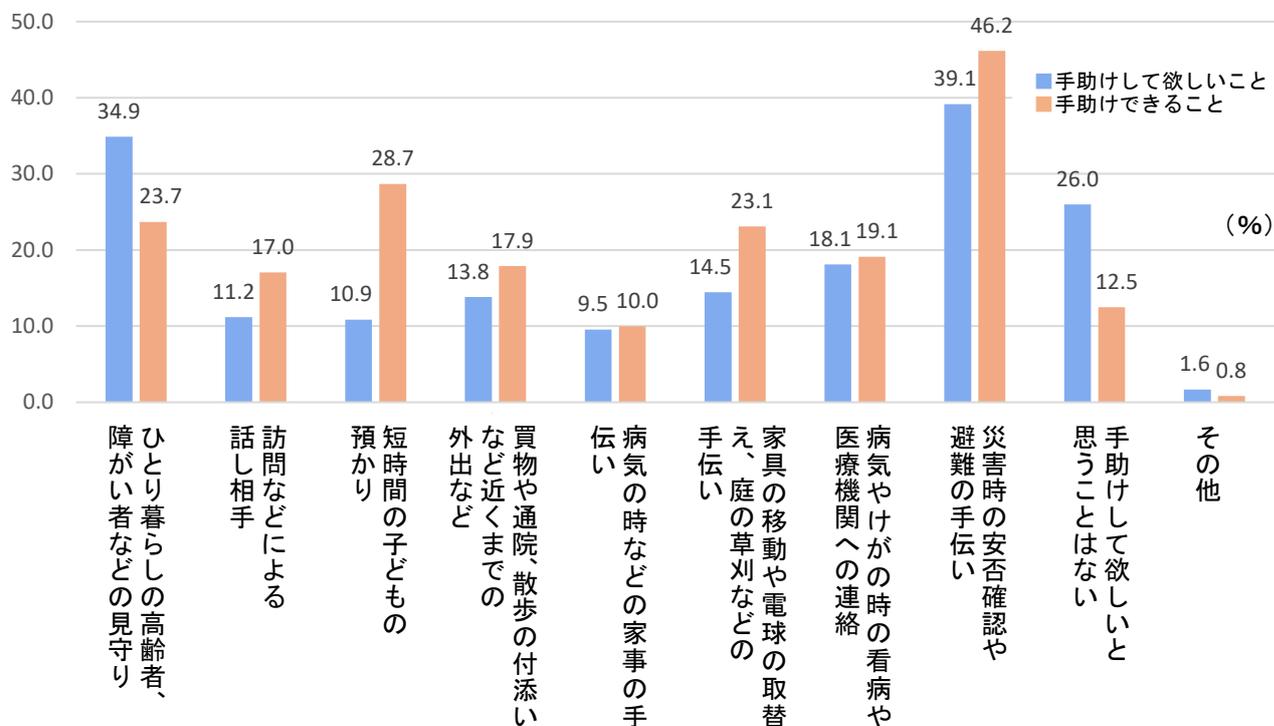
- ・日ごろから顔を合わせたりする(女性・10代・蘇陽)
- ・どちらかが困っている時はお互い助け合う(男性・10代・矢部)

●挨拶をする

- ・会った時の挨拶をする(男性・40代・清和)
- ・積極的な声かけ、挨拶(女性・70代以上・清和)
- ・挨拶やつながりを持つ(男性・10代・蘇陽)
- ・行事、日頃のあいさつ等で仲良くなり、互いに気に掛け合う。(女性・10代・蘇陽)

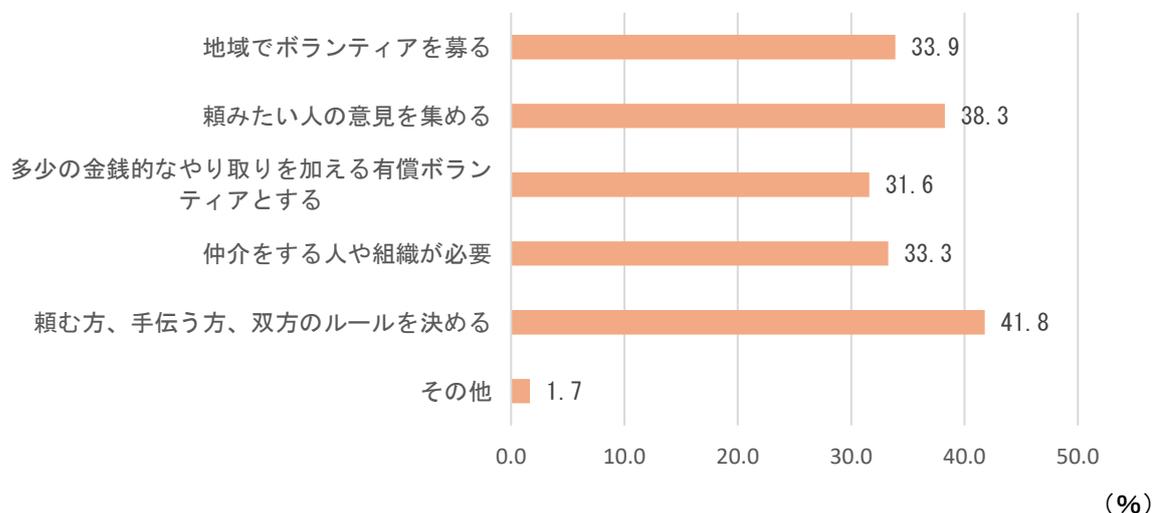
問. 今後、ご近所とのおつきあいのなかで、「手助けして欲しい」と思うことがありますか【複数回答】

「災害時の安否確認や避難の手伝い」が最も回答が多く39.1%、次いで「1人暮らしの高齢者、障がい者などの見守り」が34.9%となった。全体としては、「手助けして欲しい」より「手助け出来る」の回答が多くなっており、このような意識を活かすことが必要である。



問. 「手助けして欲しい」「手助けできる」といった仕組みをつくるために、どのようなことが必要だと思われますか【複数回答】

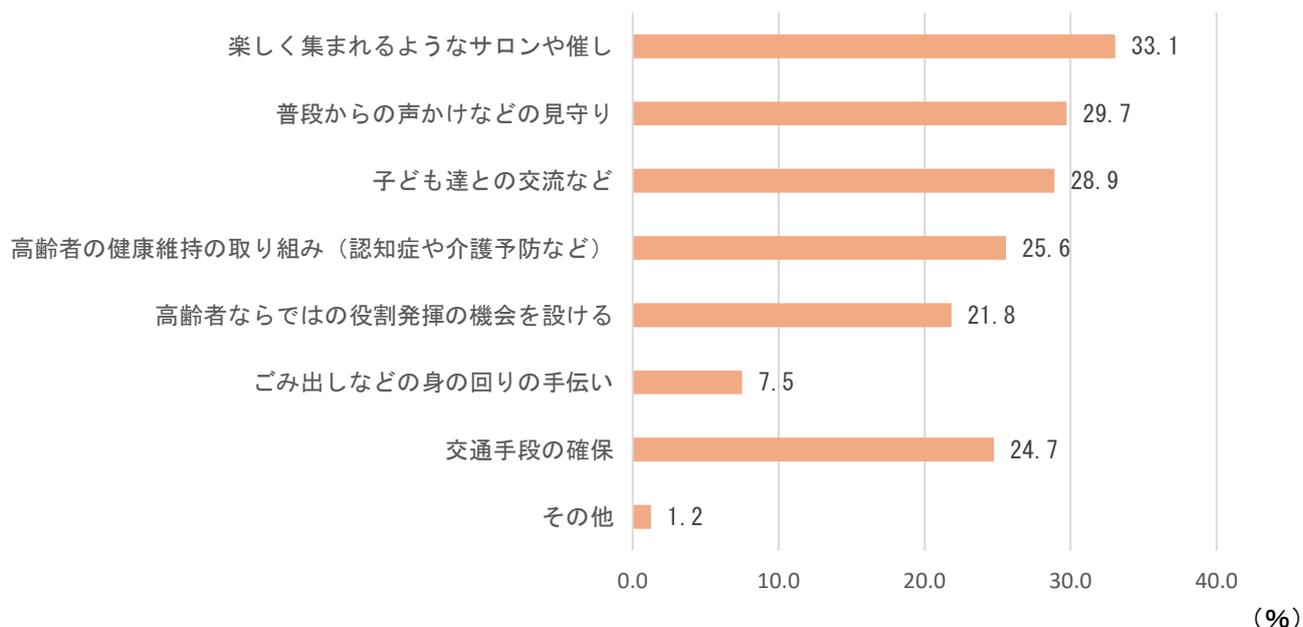
「頼む方、手伝う方、双方のルールを決める」が最も多く41.8%となり、次いで「頼みたい人の意見を集める」が38.3%、仲介をする人や組織が必要」が33.3%であった。手助けできるか、頼めるかどうかは相互のルールやコミュニケーションが重要と思われる。



問. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるために、どんなことが必要だと思われますか？

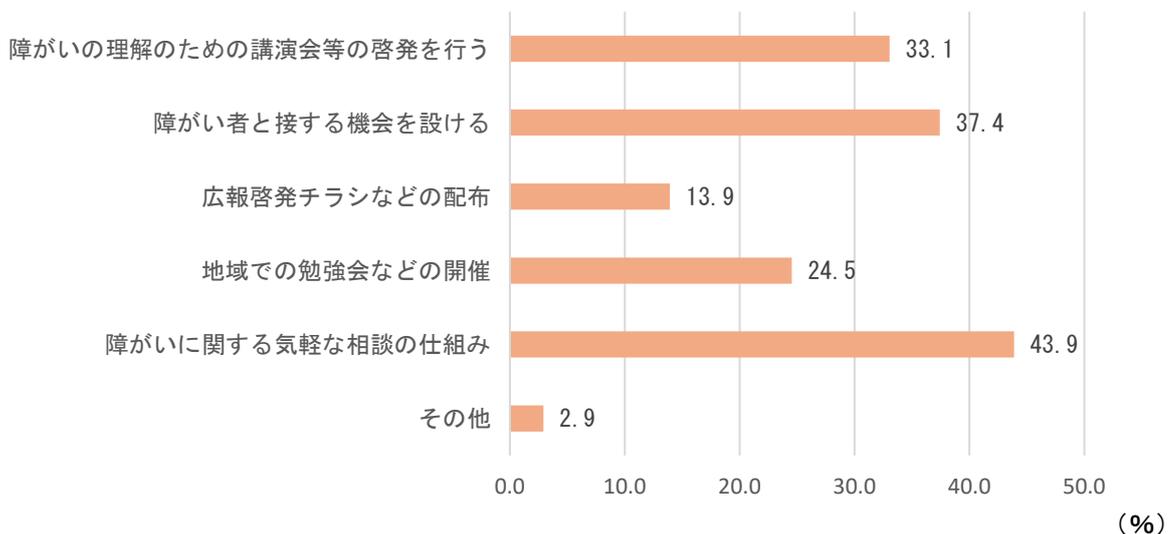
【複数回答】

「楽しく集まれるようなサロンや催し」が一番多い 33.1%、次いで「普段からの声かけなどの見守り」の 29.7%、「子ども達との交流など」の 28.9%となった。「交通手段の確保」にも 24.7%の回答があり、約 4 人に 1 人が必要なことと感じている結果となった。



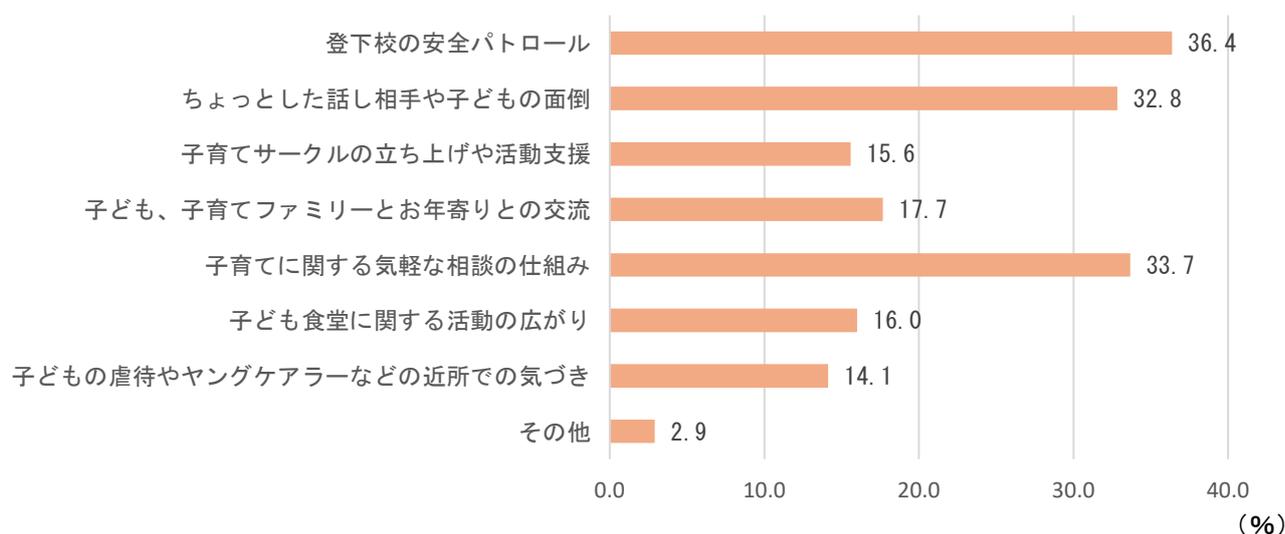
問. 障がいを持つ人が地域でいきいきと暮らせるために、どんなことが必要だと思われますか？ 【複数回答】

最も回答が多かったのが「障がいに関する気軽な相談の仕組み」43.9%、次いで「障がい者と接する機会を設ける」37.4%、「障がいの理解のための講演会等の啓発を行う」33.1%であった。障がいの理解を深め、学ぶこと等が必要だと感じられている。



問. 「子育て」を楽しく進める上で、どんなことが必要だと思われますか？【複数回答】

「登下校の安全パトロール」が36.4%、次いで「子育てに関する気軽な相談の仕組み」の33.7%、「ちょっとした話し相手や子どもの面倒」の32.8%となった。子育てをする上で、周りの協力や支援が必要不可欠だという考えが多いことがわかる。



【自由回答】

地域での支え合いへの意見・提案

●交流の場、つどいの場を作る

- ・地域活動への参加、ボランティア活動の参加等の住民全体が集まれる会、楽しいつどいの場を作る事が大切です。(女性・70代以上・矢部)
- ・まずコロナ前にやっていた行事等の再開。やめていたものは中々元に戻らないとつくづく思います。高齢化の中、地区での担当者も選出しづらい。(女性・50代・蘇陽)
- ・地域の集まりに、一人暮らしの高齢者のキーパーソンとなる別居の家族も年に一度でもいいので参加して顔の見える関係を作って欲しい。(女性・50代・矢部)
- ・一度、地区のグランドゴルフ大会にださせてもらったが、知らない方々とも交流できていい経験になった。そのようなレクリエーションをもっと増やしてはいいだろう。(女性・30代・矢部)
- ・近所の人との交流を増やす。芋掘りやボランティア活動(女性・10代・蘇陽)
- ・地域の人たちで楽しく、協力をして交流できる時間があるといい。(女性・10代・蘇陽)
- ・たくさんの祭りやふれあいを大事にしながら、過ごしていく。(男性・10代・蘇陽)
- ・地域の人々が、集まる機会をつくりたい。(男性・10代・蘇陽)
- ・地域全体の交流が深められる活動をしていくといいと思います(女性・10代・矢部)
- ・公民館で食事会などをするといい。(女性・10代・矢部)
- ・一か月に一回のペースでいろんなイベントをやる。(男性・10代・矢部)
- ・交流する機会やもっと障がい者や高齢者などの交流をもっと楽にしてみるといいと思います。(女性・10代・矢部)

- ・地域での交流を増やしたほうがより関わりが深くなり、災害時などにも協力できると思います。(女性・10代・清和)
- ・催しに加え、移動手段があると、交流の場が増え地域の住民の間で支え合いができると思う。(男性・10代・清和)

### ●日頃の付き合いを大切にする

- ・助けが必要な時に「助けて」と言える地域の関係性づくり、お互い様の心がけが必要と感じます。(男性・40代・山都町以外)
- ・日頃からの付き合いによって、活動が活発になり地域コミュニティが維持出来ると思う。(女性・50代・蘇陽)
- ・まず、お互いを知っていくことが大事だと思います！(女性・10代・矢部)

### ●啓発活動、自分事としての意識醸成

- ・まずは自分達が住む地域の現状を理解し、他人事ではなく自分事として興味をもてるような啓発活動が必要かと思います(女性・50代・蘇陽)
- ・少子高齢が益々深刻化していく中で、地域での役割や支援体制をどう構築していくのか、住民一人一人が現状を再認識しながら取り組む姿勢が必要だと思います。(男性・60代・矢部)
- ・もっと支え合いができる地域になってほしいです(女性・10代・矢部)

### ●無理なく続けられることを行う

- ・支え合いの力がどれほど残っているかは、不明です。高齢者や障がい者などが、助けてほしいことをオープンにすることはもちろん、支える側の支え合いの押し付けにならないようにすることが大切です。(女性・50代・清和)

### ●地域役員の負担を軽減する

- ・地域役員や消防団活動など、現役子育て世代に負担が大きくなって来ていると思う。高齢者との交流会とかも結局は保護者に負担になるので、一度やめたことをまたするようにはならないと思う。地域役員などはその地域で決めることではあるが、役員自体の負担軽減も考慮して欲しい。(男性・40代・矢部)

### ●LINEなどを活用する

- ・高齢化が進み、自助、公助の境が難しいところです。地区でLINEグループを作っています。携帯電話がない人は電話しますが連絡は取りやすくなりました。助け合えると思います。(女性・50代・蘇陽)

### ●話し合いの場を設ける

- ・地域が支え合うためにはどんなことをすればいいか、話し合う場があるといい。例えば、小学校や中学校、高校で集まり話し合いを行う。(女性・10代・矢部)

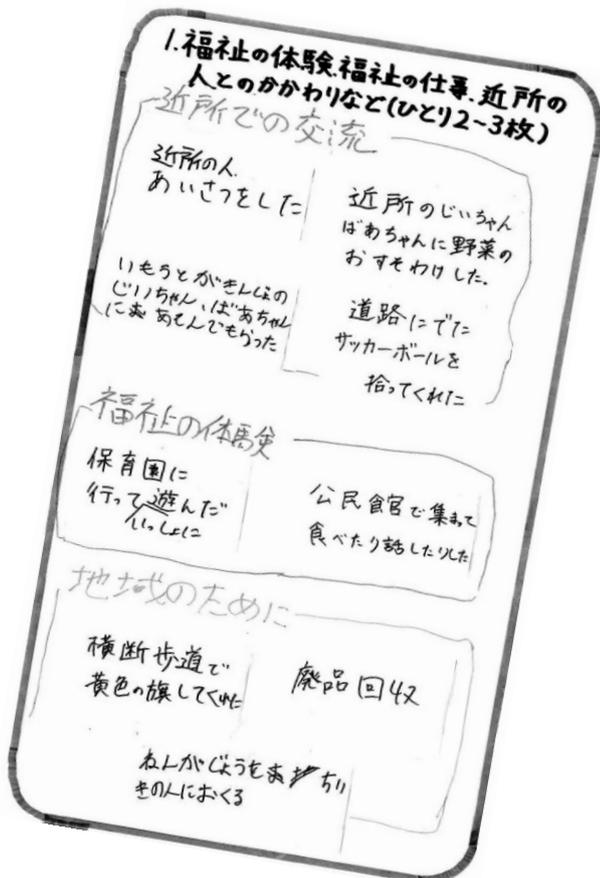
## 5. 清和中学校3年生ワークショップ

中学生など、若い人たちの地域福祉に関する関わりの様子や地域での支え合いに関する意見を聞き取り、今後の時代を担う若い世代が地域支え合いに関わる方法を探るなどの目的で清和中学校のご協力をいただき、ワークショップを開催した。4班に分かれて、2項目について意見・アイデア出しを行った。

地域福祉に関して「自分たちができること、したいこと」にも活発な意見やアイデアが出され、このような意向を地域福祉につなげていく工夫が必要である。

### ステップ1. 福祉体験、福祉の仕事、近所の人との関わりなど

項目	意見
地区や近所での活動や交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近所のじいちゃん、ばあちゃんに野菜のお裾分けをした。</li> <li>・妹が近所のじいちゃん、ばあちゃんに遊んでもらった。</li> <li>・場所の案内をした。荷物を持ち運んだ。</li> <li>・地区の人が横断歩道で黄色の旗をしてくれた。</li> <li>・災害時、毛布を持っていった。</li> <li>・母の福祉施設の職場（障がい者施設）で三味線を弾いた。</li> </ul>
職場体験・施設訪問学校行事での体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験で保育園に行き、一緒に遊んだ。</li> <li>・小学校の頃、勉強で福祉施設に行ってお話し（交流）した。</li> <li>・文楽（人形浄瑠璃）。文楽館で卒業公演。</li> <li>・里まつりで所作踊り（予定）。</li> <li>・支援クラスで文化の森に作品を作って展示した。</li> </ul>



中学生における近所や地域との関わりは、地域で行われている活動やお祭りなどのイベントを通してのものが多くあげられた。

また、保育園や小学校の頃の挨拶や、高齢者と遊んだことなど、高齢者と小中学生等が関わる様子がうかがえる。

さらに、小中学校での職場体験や施設の訪問など、小さい子ども達や高齢者との交流活動なども福祉に接する経験としてあげられた。

一方で、中学生自らが、荷物を運んだり、祭りで踊りを披露したり、施設で三味線を弾くなど、積極的に地域に関わる様子も見られ、このような体験・記憶を改めて意識し、近所との関係などに思いをはせることが、大人になってからの近所との良い関係の基礎となるものと考えられる。

## ステップ2. 地域支え合いのために、地域や中学生で出来たらいいこと、アイデア

項目	意見
伝統芸能等の披露や地域行事への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 敬老会などで所作踊りを披露する。</li> <li>• 所作踊りで伝統文化を伝える。</li> <li>• お祭りの時などに三味線を弾く。昔ながらの曲を弾く。</li> <li>• 地域行事に参加する。</li> <li>• 地域の避難訓練。</li> <li>• あいさつ。</li> </ul>
一緒につくる、一緒に食べる	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の人たちと一緒に料理を作って食べる。カレーを作る。</li> <li>• 地域の人たちと一緒に遊ぶ。</li> <li>• 弁当の日などで地域の料理などを聞いて作ってみる。料理教室、中学校の調理室で教わる。</li> <li>• 合同運動会、合同文化祭。</li> <li>• 米づくりを教わる。苗床運び。</li> </ul>



「できたらいいこと」として、伝統芸能やお祭りを通した交流や、自分たちが地域の一員として一緒に関わることができる農作業や食事（作ったり食べたり）に関わるアイデアが多くあげられた。地域福祉として、一方的な関わり（〇〇してあげるや、〇〇してもらおう）ではなく、一緒に地域を盛り上げることが地域支え合いに繋がるとの考えが出された。

チーム名 HIS'V

**1. 福祉の体験福祉の仕事、近所の人とのかわりなど(ひとり2-3枚)**

近所での交流

近所の人  
あいさつをした

近所のじいちゃん  
はあちゃんに野菜のおすわけした。

いもうとがせしほのじいちゃん、はあちゃんに  
あつちんじもち

道路にでて  
サッカーボールを  
拾ってくれた

福祉上の体験

保育園に  
行って遊んだ

公民館で集まって  
食べたり話したりした

地域のために

横断歩道で  
黄色の旗してあげた

廃品回収

おんがはらを歩いたり  
おんがはらにおく

**2. 地域支え合いのために、地域や中学生で出来たらいいこと、アイデア**

**一緒に食べる**

ごじつごはたけの  
おまつり

自分たちでやせし  
おまつり

食べ物を作る

ちいさな人たちと  
にやうやく  
カレーを作る

ちいさな人たちと  
あそぶ

おかしあそび  
あそび

**所作踊り**

地域の行事に  
積極的に  
参加する

学校で学んだことを  
紹介、披露する  
所作踊り

一緒に!

ハンドメイド  
販売

合同運動会

合同文化祭

7-11マーケット

## ワークショップの感想

### ●地域との関わり

- ・地域の人と関わることが他の班も合わせると結構多いことにびっくりしました。あまりそういうのを意識したことがなかったし、これからまだたくさん関わる機会があるのは嬉しいと思いました。また自分たちが考えた案を総合の時間を使って可能なものは実現するらしいので楽しみです。多分、所作踊りになると思うので良い踊りができるように練習を頑張りたいです。今日は私たちのために講演やワークショップをしてくださり本当にありがとうございました。
- ・僕は、あまり外に出ないので人と関わることがありませんが、地域の人と会った際には頑張ってお話したいです。

### ●地域福祉について考えること

- ・地域のことについてしっかり考えることができました。今日、みんなで出し合った意見が実現できるといいなと思いました。
- ・今日は、ワークショップをしていただき誠にありがとうございました。グループで意見を出し合い話し合うことで福祉や支え合いなどについてとても良く考えることが出来ました。今日考えたことを実現に繋げたいと思いました。
- ・僕は福祉という言葉は聞いたことがあったけど自分ができることを考えたことがなかったので考えることが出来てよかったです。ありがとうございました。

### ●将来に向けて

- ・私は将来福祉関係の仕事に入りたいなと思っていて、今日、福祉の体験が出来て良い経験だったなと思いました。この体験を将来に取り入れて視野を広げたいと思いました。
- ・今回の福祉体験で今までの福祉の経験だったり、地域で自分たちが出来たらいいことが出せて、このアイデアを実現したらいいなと思ったり、またこの経験が活かせたらいいなと思います。



後日、清楽苑で所作踊り等を披露

## 6. 見守り懇談会

社会福祉協議会では毎年度、30地区福祉会ごとに懇談会を開催している。コロナ禍で、大人数で集まる事が難しくなったため、人数を絞って地区福祉会役員、福祉委員、民生委員児童委員、シルバーヘルパーを中心に集まっていただき、見守り活動についての懇談会を、令和2年度から令和5年度にかけて行った。

懇談会では、それぞれの役割や見守り活動を共有し、ひとり暮らし高齢者等の確認、地区の課題や見守り状況等について話し合いを行っている。

令和6年度からは、参加者の幅を広げて30地区を2年かけて開催することとし、合わせて町の現状や社協事業の説明等も行っている。

各地区では見守り活動の状況や地域の課題、今後の取り組みなどを話し合っている。このような懇談会を継続していくことが必要と考える。



御岳東部

地区	区分	内容
御岳東部	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症については、遠方の家族より近所の方が早く気づきやすい。</li> <li>・80歳以上の方が増えているが、元気なため支援の必要はない。</li> <li>・民生委員児童委員と福祉委員が垣根を越えて、協力していくことが大切。</li> <li>・村の共同作業時に情報交換できる。</li> <li>・近隣との付き合い方や声かけ・情報の聞き取りの難しさを感じる。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妻が仕事をしながら要介護の夫を看ている世帯がある。</li> <li>・同居の兄弟を亡くし、認知症の症状が出始めているが、今後の対応が気になる。</li> <li>・母親が子離れできず、保育園にやれない。</li> <li>・家族介護が大変になり、施設へ。</li> <li>・事故後に仕事に就けない人については町と社協が相談にに応じている。</li> </ul>
御岳西部	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の世帯数等を把握しています。</li> <li>・民生委員児童委員の訪問・茶話会・ひとり暮らしの方への弁当配布を行っている。</li> <li>・年一回の行事（カラオケ大会）への参加、亀令会（シニアクラブ）参加、広報誌配布。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家バンクを地域で活用しているが、定着しない。</li> <li>・高齢化により、地域の行事や区役の維持が困難。</li> </ul>
白糸第一	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者2人世帯が全体的に多い。</li> <li>・新たに地図を作成したら、地域の状況が分かった。</li> <li>・高齢者のひとり暮らしの方への声かけ・ゴミ出しの手伝い。</li> <li>・互いの付き合いがあるので、地図ができた。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若い人が協力的でない。</li> <li>・草切りの担い手がいない。</li> </ul>



御岳西部



白糸第一



浜町 A

地区	区分	内容
浜町 A	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でのサロン等を計画することで、いつも出られていない方も出てみようという方向に繋がるのではないかと。</li> <li>回覧板や配りものをする時に郵便受けに入れておくだけでなく、できるだけ声かけをするように努める。</li> <li>認知症の事情を地域の民生委員児童委員さんに恥ずかしながら知らせておくと、色々、協力をいただけるのではないかと。</li> <li>通学時の子どもの見守りをボランティアがされている。</li> <li>シルバーヘルパー活動の継続（毎月第2水曜日）。</li> <li>緊急通報装置を上手に活用できれば良い。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり暮らしの認知症の方が見守りが難しい（プライドが高い方）。</li> <li>民生委員児童委員が欠員している。</li> <li>子育ての若い世帯とひとり暮らし高齢者世帯が多いという特徴。</li> <li>平日の朝、バイパスの信号を避けるため車の通行量が多い。通学路なのに、通る車の速度が速い。</li> </ul>
浜町 B	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員が大変。活動を手伝って欲しい。</li> <li>ひとり暮らし宅の月一会の訪問（40～50軒回っています）。</li> <li>組長回覧を回すときに声かけ。</li> <li>イベントの参加⇒回覧を回して周知、となり近所で声かけ。</li> <li>地区の行事はあるけれど、出てくる人が決まっている⇒参加したくなるような楽しい行事にする。</li> <li>お世話が必要な高齢者はいないが、気になる人はいる。</li> <li>福祉事業、シニア事業の参加を呼び掛けている。</li> <li>見守りは必要と思う。家族が支援できる分は支援を行う。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>空き家、高齢者宅の木の撤去問題（倒れてきそうで危なかった）、町に連絡し対応済み。</li> <li>以前は、もちつきなどが行われており、高齢者に配っていたが、コロナの影響でそれが無くなってしまった。</li> <li>役の引継ぎ手がない。</li> </ul>
浜町 C	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政配布（月1回）の際の声かけやゴミ出し、区役、シニアクラブの活動を行っている。</li> <li>シルバーヘルパー活動をひとりでやっている（86歳）、月1回訪問（ひとり暮らしのところ）、月1回の例会で集まる、広報を配る際の声掛け。</li> <li>通いの場、サロンづくり。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとりで対応はしない。回数と時間をかけて訪問。</li> <li>行政や関係機関につなぐことを今後も続けていく。</li> <li>若い人たちが地域の役をしてくれない。</li> </ul>



浜町B



浜町C



二瀬本

地区	区分	内容
二瀬本	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日々の挨拶から心がけて、時間があるときには、話し相手になる。</li> <li>• 災害時の連絡体制を見直し、整える必要がある。</li> <li>• 買い物について、移動販売の活用（移動販売に来られる時間や場所が分からない。音楽を大きく鳴らしながら来るなどして欲しい）</li> <li>• 美化作業については、自治振興区で対応することを検討中。</li> <li>• 空き家の増加について、空き家バンク登録などの情報提供をする。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 空き家が増えている。近所に住む人は、崩れたりすることが不安。</li> <li>• 買い物が不便になった。</li> <li>• 運転が出来なくなった時の移動手段を検討しなくてはならない（乗合タクシーだと土日が使えない）。</li> </ul>
上差尾	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気にかけて声かけを行う。</li> <li>• 祭りや行事への参加呼びかけ。</li> <li>• 地区での敬老会。</li> <li>• 年中行事（どんどや、田植えあがり、彼岸祭り山の神様、おこもり）。</li> <li>• 配付物の時の声掛け、見守りを行っている。</li> <li>• 校区内のレクリエーション（子ども～大人まで）。</li> <li>• 気にかけて会った時は声かけを行う。</li> <li>• 行事への参加の声かけを行う。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スマホからネット注文が出来るように勉強会があるといい。後日、町のスマホ教室の情報提供を行った。</li> <li>• 道切りの人手不足。</li> <li>• お店が近くにないこと。</li> <li>• 近くの病院がなくなること。</li> <li>• 若い人の参加があればいいな。燃料代でもでれば道切りに参加してもいいという人がいる。</li> <li>• 移動販売のルート（もっと入り込んでもらおうと助かる）。</li> <li>• 買い物で店が近くにある時は電動カーに乗っていた人を見かけていたが店がなくなったことで見なくなった。</li> <li>• 行事に参加する方がだいたい決まっている。</li> </ul>



上差尾



小峰



清北

地区	区分	内容
小峰	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 明星学園の利用者は比較的の低年齢層だが、現状は高齢化しており、声かけ等日頃から気に掛けていきたい。</li> <li>• 今は地域のひとり暮らしもあまり心配する状況にはないが、今後は力を抜かずしっかりと見守っていきたい（元小峰）。</li> <li>• 高齢化が進む中、サロン等で地域の方との繋がりをもち、周知や参加されない方への声かけをする（須原）。</li> <li>• シニアクラブ（清寿会）では毎月1回安否確認をしているが、活動に参加されていない方を訪問するようにしている。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年々高齢者だけになっていく（貫原）。</li> <li>• 若い人の減少で戸数が減っている（猪尾）。</li> <li>• 移動販売車の到着時刻が周知されていない。また、利用が少なく感じる（尾野尻）。</li> <li>• 公民館を避難所とするならエアコン設置が望ましい（尾野尻）。</li> <li>• 移動販売車の時間の不明確さや品物が売り切れている（欲しいものが買えない）。</li> </ul>
清北	見守り支え合い活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 社協会費等の徴収で、個別訪問することも安否確認の一つになっている。</li> <li>• 民生委員：他地域には行きづらい面がある。</li> <li>• 福祉委員：通りがけに声かけしている。</li> <li>• 消防団員：昨年は火災や人探しでの出動はなし。今後も地元と協力しながら地域を守って行く。</li> <li>• 定期的なサロン活動を継続していく（井無田）。</li> <li>• 家の前を通った際は様子を伺うようにする。</li> <li>• 集まった際に次の集まりを計画する。</li> </ul>
	地域の困りごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者世帯が増えた（井無田）。</li> <li>• 移住世帯が増えたが、地域とのコミュニケーションがうまく回っていない。</li> <li>• 施設に入居している方が自宅に帰って来た際に、確認が取りづらい。</li> </ul>

## 7. 今後の計画課題

### ● 支え合い意識の啓発

- 地域支え合いの啓発や情報発信は、地域福祉推進の基本であり、いろいろな機会を利用し、幅広い世代や地域人材に、地域支え合いの大切さを伝えていく必要があります。
- ホームページや SNS を活用した情報発信を通して、住民や各種団体からの活動状況の情報提供、ボランティア募集情報の集約など、双方向でのやり取りができることが望まれます。

### ● 自助力を高める（健康づくり）

- 健康維持や介護予防、認知症予防などに関する情報提供を進め、まず、住民が自分自身の自助力を高めることが望まれます。

### ● 30地区福祉会の活動支援

- 30地区福祉会や福祉員の仕組みは、本町の地域福祉推進の基本であり、その活動の充実を支援していくことが必要です。
- 地域活動の担い手の不足や高齢化に対応し、活動の負担軽減などの工夫が必要となっています。

### ● 生活課題の多様化、複雑化の情報共有

- ヤングケアラーや8050問題※、引きこもりや発達障がい、犯罪や消費者被害、さらに再犯防止など、生活課題が難しく複雑になっています。このような課題についての基本的な知識や理解を持っておくことが共助を進めるために不可欠で、情報の発信や啓発を進めます。

※80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと

### ● 防災防犯での地域のつながり

- 防災や防犯に関しては住民の関心事であり、行政区や地区社協での防災や防犯についての話し合いと取り組みが期待されます。

### ● 専門機関連携と地域と連携

- 多様な課題を抱える人や世帯に対し、福祉制度の活用や、専門機関が連携した総合相談などが必要です。
- それに加え、生活課題についての理解をとおして、課題を抱える人を近所でいち早く気づき、さらに必要に応じて専門機関につなぐこと、加えて近隣ならではの見守りやちょっとした気遣い等ができる地域づくりを進めることが基本です。
- 地域の人材や福祉の社会資源がいろいろあり、いろいろな生活課題の解消や生活支援にいかしてけるよう連携した取り組みが望まれます。

## 第3章 計画の体系と展開

第2章でまとめた計画の課題を踏まえ、計画の基本的な考えを整理し、計画の理念と、それを展開するための計画の柱を設定します。

さらに計画の主要事項をまとめるとともに、計画の柱の展開方策をまとめます。

1. 計画の体系
2. 計画の柱のポイント
3. 計画の柱の展開項目
4. 地域福祉活動計画の目標値

## 1. 計画の体系

### ● 計画における基本目標

誰も取り残すことなく、そして一緒に、安心して暮らせることをめざし、

**「みんなで作る向こう三軒両隣しあわせ笑顔の山都町」**

を基本目標とします。

### ● 計画の柱の設定

計画推進の柱として次の3つを定めます。

#### 1. 地域福祉の啓発と人材の活躍

町民一人ひとりの福祉意識の充実が地域福祉の基本。

基本目標（スローガン）

**みんなで作る  
向こう三軒両隣  
しあわせ笑顔の  
山都町**

計画の柱	計画の柱のポイント
<p>1. 地域福祉の啓発と人材の活躍</p> <p>基本となる地域福祉の啓発と理解促進 人材の活躍・人材連携の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支え合い意識の啓発</li> <li>● 自助力を高める（健康づくり）</li> </ul>
<p>2. 地域支え合い活動の推進</p> <p>身近な生活単位である地区福祉会や各行政区等での支え合い活動推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 30地区福祉会の活動支援</li> <li>● 生活課題の多様化、複雑化の情報共有</li> <li>● 防災防犯での地域のつながり</li> </ul>
<p>3. 関係機関の連携・協働</p> <p>総合相談や地域包括ケア等、関係機関・多職種の連携による一層の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門機関連携と地域と連携</li> </ul>

## 2. 地域支え合い活動の推進

住民の身近な暮らしの場（近隣や行政区等）での支え合い（共助）の充実を進めます。

## 3. 関係機関の連携・協働

自助・共助・公助の連携による町全体での福祉力の充実を進めます。

### ●計画の柱のポイント

計画の柱ごとに、特に重要となるポイントを定めます。

### ●計画の柱ごとの展開項目の設定

計画の柱ごとに、計画の展開項目を定めます。

展開項目設定の考え	計画の柱の展開項目
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合いへの意識・関心を高めること</li> <li>・子どもから、青壮年、高齢者までの啓発とちょっとしたボランティアなどへの関わり支援</li> <li>・ボランティア経験から活動や意識の広がり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地域福祉の広報・啓発</li> <li>②30地区福祉会、民生委員児童委員、福祉委員等の広報</li> <li>③子どもたちの福祉の意識づくり</li> <li>④生涯学習での意識づくり</li> <li>⑤自助力の充実・健康づくり</li> <li>⑥人材の活躍機会の工夫</li> <li>⑦ボランティアの育成と活躍機会の提供</li> <li>⑧福祉団体活動の支援と連携</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合い活動の基本である30地区福祉会の活動支援</li> <li>・いきいきサロンや見守り活動、交流事業や生活支援活動などの支援</li> <li>・安全・安心を目指し防災防犯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑨30地区福祉会活動の充実</li> <li>⑩生活課題の多様化についての学び</li> <li>⑪見守りネットワークの充実</li> <li>⑫サロン活動の推進</li> <li>⑬生活支援の推進</li> <li>⑭地域での防災・防犯活動の推進</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な相談窓口から、複合的な課題に対応できる総合相談とのつなぎ</li> <li>・地域包括ケアにおける地域の役割や子育て、障がい者共生、認知症の人を支える地域づくり</li> <li>・自力で避難が出来ない人や経済的課題、権利擁護の必要な人等を地域で支えること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮総合相談・総合対応の充実</li> <li>⑯地域子育て支援</li> <li>⑰障がい者地域共生</li> <li>⑱地域での認知症対応</li> <li>⑲避難行動要支援者の支援</li> <li>⑳権利擁護の推進</li> <li>㉑生活困窮等への対応</li> <li>㉒自殺防止対策</li> <li>㉓各種団体・福祉関連事業所の連携・構築</li> </ul>

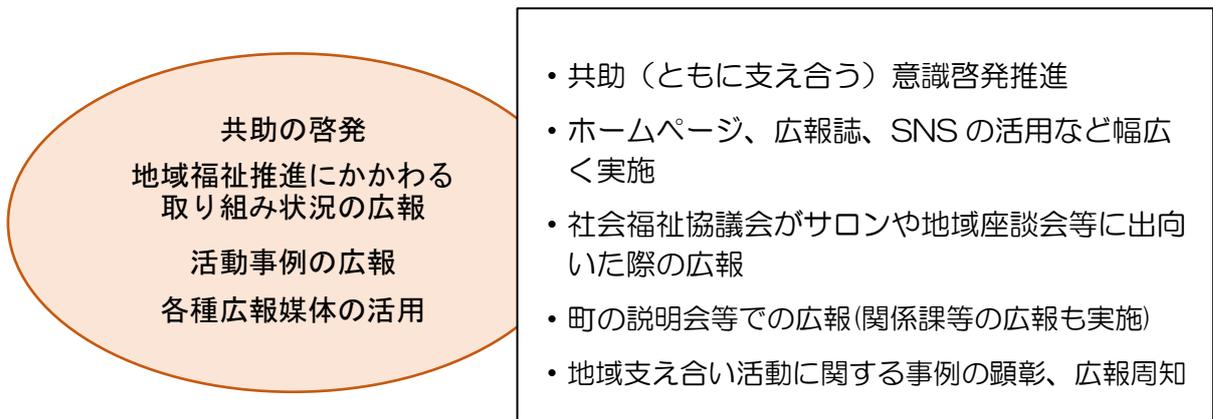
## 2. 計画の柱のポイント

### (1) 地域福祉を支える担い手づくりに関して

#### ● 支え合い意識の啓発

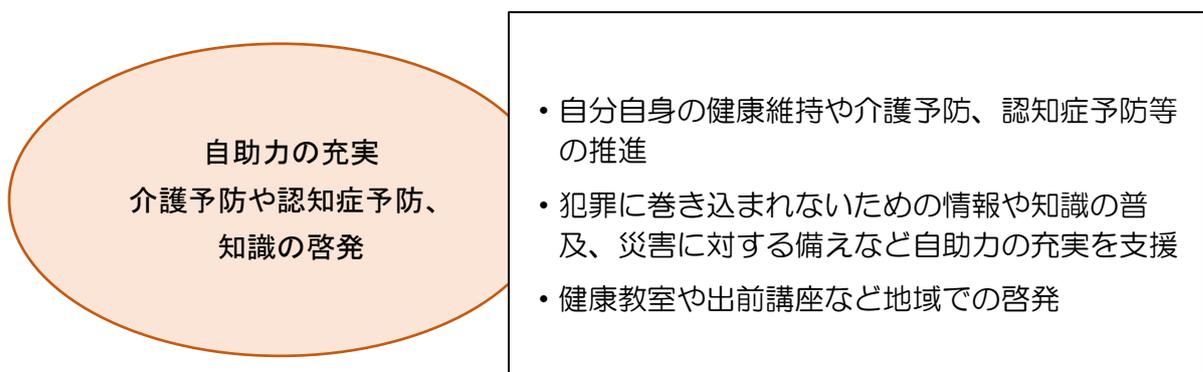
地域福祉の啓発・情報発信や地域での取り組み事例などを広報し、地域支え合いの啓発を図ります。特に、町内での支え合い活動の取り組み事例などの紹介や情報の発信を行います。

また、行政区での活動情報など身近な話題やボランティア募集などの情報を提供していきます。



#### ● 自助力の充実、健康づくり

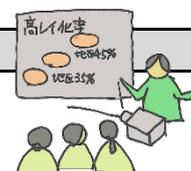
健康維持や介護予防、認知症予防、防災や防犯等の情報や知識を学ぶことで自分自身の自助力を高めることが望まれます。そのための地域での取り組みを進めます。



## (2) 身近な支え合い活動の推進に関して

### ● 30 地区福祉活動

本町での地域福祉推進の基本である地区福祉活動や、行政区等での地域住民ならではの支え合い活動を支援していきます。

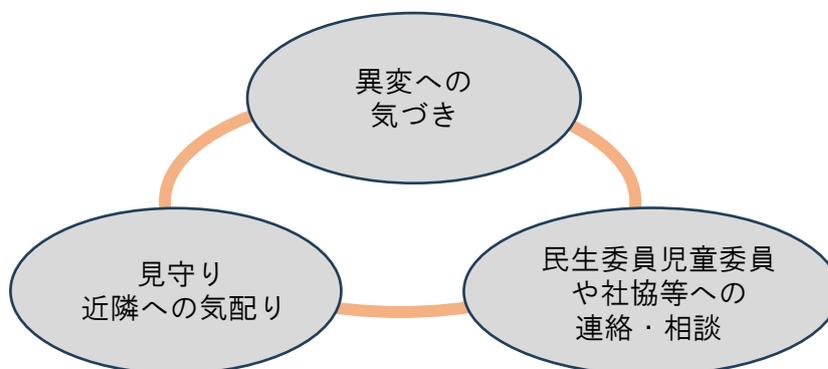
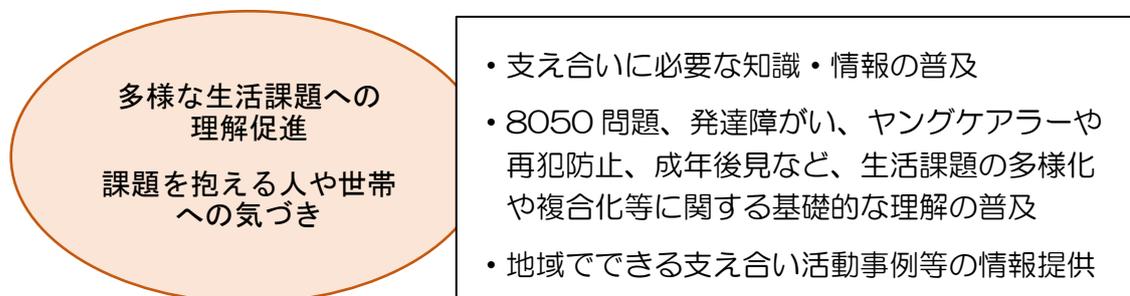


区分	内容（例示）
地域での福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座談会でスライドを使った地域支え合いの重要性や事例の学習</li> <li>・地区懇談会や行政区や各団体・グループ等での福祉研修</li> </ul>
役員研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会時などを利用して福祉に関する研修、研修内容の工夫</li> </ul>
自助力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防、健康づくり、介護予防、認知症予防等に関する学習会の開催</li> <li>・災害や犯罪被害防止の知識や備え</li> </ul>
交流活動 既存の地域行事の再評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常日頃行っている地域の行事や清掃活動などそのものが、地域での顔合わせ</li> <li>・安否確認、気遣いの基本であり、支え合いの活動の前提となることから活動の大事さの啓発を行う</li> <li>・地域で孤立化、孤独化の予防への配慮の啓発</li> </ul>
生活課題への気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣住民の健康状態等の変化への気づきや、家具の移動や電球の交換等の困りごとへのちょっとした手伝い等</li> <li>・日頃からの顔合わせやおしゃべりの中での気づき</li> </ul>
見守りネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災見守りマップ作成と更新</li> <li>・ひとり暮らし高齢者等の日常の見守り（新聞の取り込みや雨戸の開け閉め、電気の点灯・消灯など）、声かけ（回覧板の手渡し）</li> <li>・「気にかかる世帯・人」を専門機関につなぐ事も啓発</li> </ul>
ふれあいいきいきサロン活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館などに月一回程度集まり、おしゃべりやゲーム、軽体操など</li> <li>・安否の確認にもなり、なにより顔を合わせるのが楽しみ</li> </ul>
生活支援活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ出しや、電灯の交換、家具の移動等のお手伝い。気軽に頼めて、過度なお返しにならない取り組み</li> </ul>
防災・防犯活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの安全などの見守り、防犯意識の推進</li> <li>・初期消火の訓練（消火器の使い方、消火栓の使い方）。避難・炊き出し訓練</li> <li>・危険個所の洗い出し(防災マップ作成)や地区ごとに避難方法の話し合いなど</li> <li>・身寄りのない方や認知症の方などの避難や特殊被害予防の啓発</li> </ul>
健康づくり活動 福祉学習活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進のための、軽スポーツなどの実施</li> <li>・認知症の初期症状の早期発見や生活習慣病予防など、地域支え合いや健康づくりに関する学習会の開催</li> </ul>
福祉コミュニティビジネス (地域おこし活動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に活力がわくようなビジネス（経済活動）の取り組み</li> <li>・地域再発見のなかで、地域の産物等の活用の検討</li> <li>・高齢者の知恵や技術をいかした現金収入の工夫</li> </ul>



## ●生活課題の多様化、複雑化の情報共有

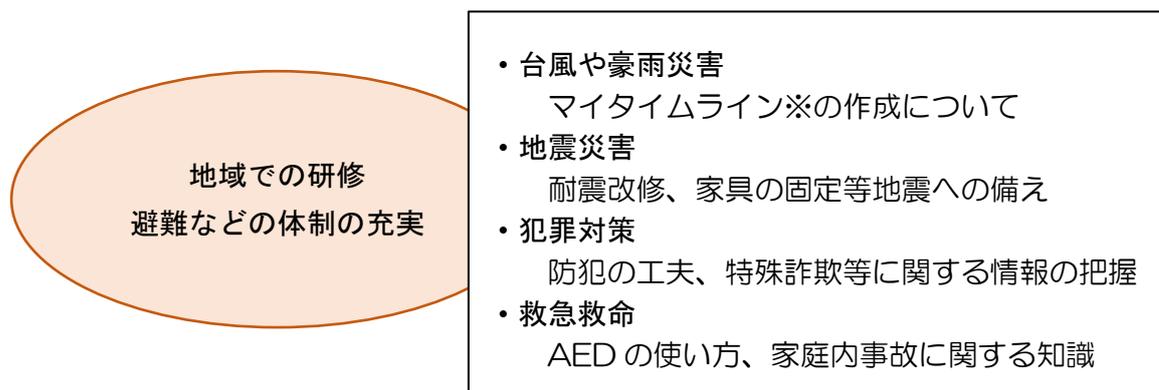
思いやりや支え合いの前提として、認知症やヤングケアラー、再犯防止の支援や成年後見など、新しい知識や情報を学ぶことで課題を抱える人や世帯への気づきと支援につなげます。



## ●防災、防犯をテーマに地域の取り組みの推進

防災や防犯は住民の関心事となっています。

そのことから、消防署や防災士の協力を得て、地区社協や各行政区での防災や防犯に関する研修を行い、地域全体として自助力を高めるとともに、災害時の避難などの支え合いを進めます。



※マイタイムライン 住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の大雨によって河川の水位が上昇する時などに、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

### (3) 各種連携による町全体での福祉力の充実に関して

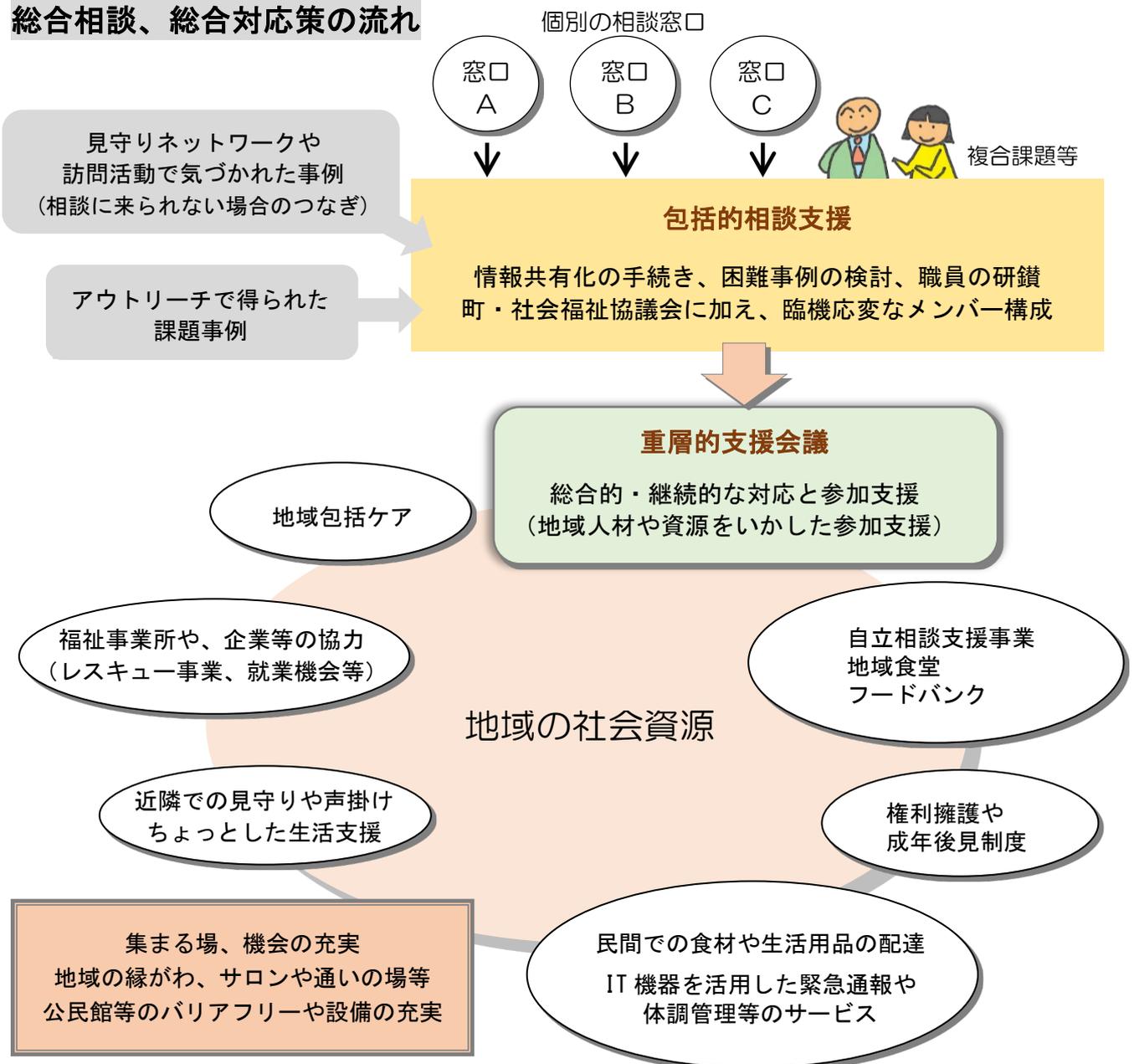
#### ● 専門機関連携と地域と連携

生活困窮や障がい、介護など複合的課題を抱える世帯へ関係部署・機関が情報を共有し総合的な対応にあたります。

#### ● 地域の社会資源の連携

生活課題の解決や生活支援を進めるためにも、地域での自助・共助・公助の連携した取り組みや地域の社会資源の発掘と活用を進めます。

#### 総合相談、総合対応策の流れ



### 3. 計画の柱の展開項目

項目ごとに、基本的な考えとしての基本方針を定めます。その上で、町と社協の取り組みを整理します。

#### 計画の柱その1. 地域福祉の啓発と人材の活躍

地域支え合いの大事さを改めて確認するとともに、一人ひとりが健康維持や介護予防の知識や情報を得て自助力を高め、地域福祉を支える担い手づくりを行います。

① 地域福祉の広報・啓発		
基本的な考え	地域支え合いの基本であり、安全・安心な暮らしづくりをめざし、共助の必要性や大切さへの理解を進め、支え合い意識を町全体で高めていきます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉計画・地域福祉活動計画を町ホームページに掲載。</li> <li>福祉まつりでの啓発や情報発信。</li> <li>民生委員児童委員の町広報紙での紹介や、要支援者名簿の再調査等において地域の支え合いの周知啓発を実施。</li> <li>区長、30地区福社会会長、民生委員児童委員、介護支援専門員、医療機関、相談支援員、小中学校、保育園、行政機関、町議会議員等への重層的支援体制整備事業の事業説明を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年3回(6、10、2月)機関誌かたくりを全戸配布。</li> <li>ホームページを随時更新。</li> <li>SNSでの情報発信を開始(令和2年度)。</li> <li>町広報誌やまとは、令和4年5月から社協関連の掲載スペースが大きくなり、地域福祉活動を紹介している。</li> <li>機関誌やSNS等で各地域での取り組みを紹介し、地域福祉活動の情報発信を広報・啓発を行っている。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>いろいろな広報媒体や各種会合等での地域福祉について情報の提供や啓発の実施。</li> <li>議会全員協議会定例会や、区長への文書配布、自治振興区会長会合などでのキーパーソンへの啓発。</li> <li>重層的支援体制整備事業を広く広報していくなかで、地域支え合いの重要性を啓発していく。</li> <li>今後もこれまでの取り組みを継続していく。</li> <li>また既存の地域の慣習(寄合=見守り)の継続の重要性等を周知していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関誌かたくりの発行(年3回)、ホームページ、小冊子、SNS等による啓発・広報。</li> <li>懇談会や研修会などで、30地区福社会や各区等の身近な活動状況の広報。</li> </ul>

② 30地区福祉会、民生委員児童委員、福祉委員等の広報

<p>基本的な考え</p>	<p>地域福祉に重要な役割を果たしていることを住民に広報し周知を進めます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報等で民生委員児童委員等の役割について周知。</li> <li>• 区長、30地区福祉会会長、小中学校、保育園等への重層的支援体制整備事業の説明を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 見守り懇談会、ネットワーク会議等活動の様子を随時広報紙やホームページに掲載。</li> <li>• 見守り懇談会や各地域の行事（サロン・福祉まつり）等において、民生委員児童委員や福祉委員に参加して頂き、見守りや支え合いの必要性について伝えると共に、連携や協力体制の強化地域住民の意識向上に努めた。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員児童委員、30地区福祉会、福祉委員、サロン協力者等の活動の住民への周知。</li> <li>• 民生委員児童委員の役割、必要性について定期的に、広報等を通して周知を行う。特に改選時に広報。</li> <li>• 民生委員児童委員だけでは高齢者等の見守りは高齢化が進む山都町においては限界がある。各自治振興区の福祉部長や30地区福祉会会長等と連携見守りが必要とされ、その推進を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 30地区福祉会、福祉委員、いきいきサロン等の活動状況の広報。</li> <li>• 地区行事等での地域住民との交流と活動情報の伝達。</li> <li>• SNS等を活用しながら広域的に広報を行っていく。</li> </ul>

### ③ 子どもたちの福祉の意識づくり

基本的な考え	小中学校での福祉体験や、お年寄りや障がい者との交流など、子どもの時からの福祉体験・教育を進め、次代を担う若い世代での支え合いの意識づくりを進めます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 町内小中学校での認知症サポーター養成講座毎年実施。</li> <li>• 世代間交流事業で、米や芋、小豆等の苗植えから収穫までの体験事業を地域の方やシニアクラブの方と交流事業を実施。</li> <li>• 福祉施設体験学習、認知症サポーター養成講座の実施。</li> <li>• 高齢者福祉施設にて職場体験を実施。独居老人や福祉施設入居者等へ年賀状の発送。</li> <li>• 赤い羽根共同募金活動の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校へのお出前講座や福祉体験学習の受入を行った。</li> <li>• ボランティアポイントカードを使って児童とボランティア団体との交流を図った（令和3年度）。</li> <li>• 担当教諭とオンラインを使って情報交換会を実施。</li> <li>• 令和6年度、5年ぶりに夏休み子どもデイサービスを実施。 小学生23名、中学生5名、ボランティア11名が参加。</li> <li>• 令和6年度、清和中学校3年生を対象とした「地域支え合い」のためのワークショップを開催。伝統芸能を通じた交流のアイデアが出され、デイサービスで清和文楽の所作踊りや三味線の披露が行われた。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 総合的な学習等のなかで地域福祉の意識づくりや、認知症サポーター養成講座等の開催など学校での福祉学習の推進。</li> <li>• 子育て支援センター等での地域人材との交流。</li> <li>• 認知症サポーター養成講座などの受講促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校等へのボランティア情報の提供や参加機会の推進。</li> <li>• 地域学校協働活動での福祉体験や学習の推進（名人さんリスト等を活用し、体験メニューを工夫）。</li> <li>• 福祉教育は各学校の依頼に応じて開催。</li> <li>• 学校との情報交換会の内容について検討を図っていく。</li> </ul>

#### ④生涯学習での意識づくり

基本的な考え	各年代に応じた啓発を進め、健康づくり・介護予防、地域支え合いへの意識づくりを進めます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【生涯学習課】 (公民館活動への支援)</p> <p>子ども達の社会活動への参加促進として、地域で行われる世代間交流事業や環境美化活動への支援を行った。地区(支館単位)へ50,000円を助成。</p> <p>実施した地区に対してはこれまで定額の助成を行っていたが、より柔軟に取り組んでもらえるよう、活動回数により助成額が変動するよう要綱の見直しを行った。</p> <p>(各種講座)</p> <p>小学生、中学生を対象とした子ども茶道教室を開催。主に高齢者を対象とした、いきいき学級、和光教室、そよ風学級を各地区において開催し、講師謝金や旅費、講座に必要な消耗品等の購入の支援を行った。IT講習では、パソコン、スマホの使い方講座を中心に業務委託により実施した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コロナ禍によりサロンの中止などがあり、啓発や学習機会が十分確保できなかった。</li> <li>• 地域のお宝活動取材。集いや名人さんの活動を冊子化(令和2~3年度)。</li> <li>• 機関紙、ホームページで紹介。</li> <li>• 懇談会やサロンにて地域福祉活動の紹介等を行った。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福祉、健康に関する啓発。</li> <li>• 公民館活動の支援(健康や防災・防犯等に関する講座の開催等)。</li> <li>• 健康づくりや福祉に関する若い世代への啓発、情報提供(総合体育館パスレルの活用)。</li> <li>• DVD やインターネット配信などの検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サロンや地域懇談会等での支え合いの大切さの啓発。</li> <li>• 地域のお宝活動については今後も町民からの情報提供を基に継続。</li> <li>• 普段なにげなくしていることが健康づくりや生きがい、支え合いにつながっている事等情報発信を継続。</li> </ul>

⑤自助力の充実、健康づくり

<p>基本的な考え</p>	<p>地域の講座や各種教室を通じて、健康や福祉に関する基本的な知識を学ぶことで、個人が自らの力で問題を解決し、健康や生活を維持する力である「自助力」を高めていくこととします。また、そのことによって担い手への依存を軽減します。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報、ホームページ、防災無線等で事業の周知を行っている。</li> <li>【高齢者支援係】</li> <li>• 幸齢者はびねすポイント事業を通して健康づくりやボランティア活動への意識付けとしている。</li> <li>【健康づくり係】</li> <li>• 集団健診や健康教育の場で、スマートフォンを活用した健康アプリの周知とダウンロードを行っている。令和6年12月現在298名が登録。令和6年度、商工観光課と連携して秋のフットパス参加者がポイントを獲得できるよう整備した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康づくりにつながるサロン活動の支援を行っている。</li> <li>• 地域福祉サポーター養成講座を開催（令和3年度）。</li> <li>• サロンへ介護予防運動サポーターの派遣を行った。</li> <li>• 職員が参加し体操や脳トレ、手工芸品制作等の支援を行った。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 健康維持、介護や認知症予防等、自助力を高めることの重要性を啓発。</li> <li>• 地域で活動する各種団体（食生活改善推進員、サロンサポーター等）の研修の開催。</li> <li>• 生活習慣病や介護予防に関する啓発。</li> <li>【高齢者支援係】</li> <li>• 幸齢者はびねすポイント事業を活用した健康づくり。</li> <li>• サポーターの活動の場の確保と、活動範囲の拡大。</li> <li>【健康づくり係】</li> <li>• スマートフォンアプリについて、周知啓発活動により利用者を増やしていく。</li> <li>• 総合体育館でのスポーツ講座を活用しての若い世代への健康維持の啓発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いきいきサロン等を活用した健康づくりと介護予防。</li> <li>• 高齢者が安全に出来る軽体操等の紹介</li> <li>• 令和4年度に制作したサロンマップを有効活用し、活動のマッチングを行って行きたい。</li> </ul>

⑥人材の活躍機会の工夫		
基本的な考え	研修や人材育成の成果を具体的に発揮するために、人材育成に関する情報の共有や活躍機会の提供を工夫していきます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活援助従事者研修の開催 令和4年度 5名修了</li> <li>初任者研修費用助成 令和4年度3名、5年度5名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>名人さんなどの社会資源の取材を随時行った。</li> <li>やまと文化の森での展示販売、実演を行った。</li> <li>サロンの主要メンバーに手工芸の先生役になってもらい活動を行った。</li> <li>名人さんマップを作成し、福祉関係者へ配布(令和4年度)。</li> <li>サロンや祭等への派遣依頼(体操・手品・紙芝居)があり、マッチングを行い活躍頂いた。参加者も大変喜ばれた(下表参照)。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>実務者研修などにも研修費用の助成範囲を広げる。</li> <li>各種人材育成や研修に関する情報の共有。</li> <li>人材の活躍機会の工夫。</li> <li>地域での地域福祉に関わる人材の把握。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30地区福祉会や各行政区での活動での地域人材の活躍機会の工夫の支援。</li> <li>文化の森での展示販売等の継続。</li> <li>活動を通して、生きがいや活躍の場の提供ができた。今後も継続。</li> <li>情報収集と情報提供、マッチングを行い活躍の場の提供に繋げていく。</li> </ul>

サロンや祭り等への「名人さん」派遣依頼

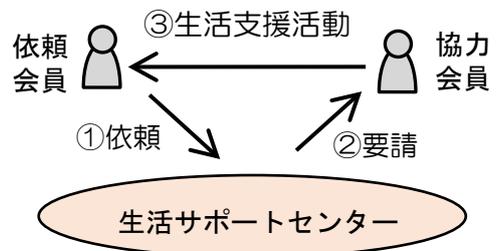
年度	回数
令和4年度	6
令和5年度	18
令和6年度 (9月末時点)	9

⑦ボランティアの育成と活躍機会の提供

<p>基本的な考え</p>	<p>ボランティア意識の啓発と活動へ参加機会の提供を進めます。 また、既存の各種活動にボランティアとして参加している人材に、各種ボランティア情報を提供し参加の機会提供を行います。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協の取り組みを支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉サポーター養成講座、災害ボランティアセンターサポーター養成講座、フォローアップ講座を開催しているが参加者が集まりにくい。また、研修後の活動に繋がりにくい状況がある。</li> <li>デイサービスにてお茶出しや話し相手等のボランティアの方に活躍頂いた。(令和4年度)</li> <li>ボランティア連絡協議会が高齢化による人材不足等あり、ボランティアセンターで支援を行う事とした。名称をボランティア連絡会へ変更。</li> <li>コロナ禍でもできる活動として、ボランティアポイントカードとオンラインを活用して学校とボランティア団体の交流を実施。(令和3年度)</li> <li>ボランティアフェスティバル葦水がオンラインで3年ぶりに開催され28名が参加。高校生、ボランティア活動者の交流ができた。(令和4年度)</li> </ul> <p>令和5年度、ボラフェス人吉に36名が参加。令和6年度、ボラフェス阿蘇に34名が参加。ボランティア活動者の交流と親睦が図られた。</p>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町生活サポートセンター※のさらなる周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動につなげていくために、各サポーター修了生やボランティアの会員を対象に生活支援についての交流会を開催する。</li> <li>ボランティア連絡会のサポートを、ボランティアセンターを中心に実施していく。交流会を実施(年1回)。</li> </ul>

※山都町生活サポートセンター

ちょっとした困り事、手伝って欲しいことを地域住民相互で助け合う有償の生活支援活動。30分500円の費用、30分未満はポイント制。  
社協職員が依頼会員と協力会員との仲介を行う。



### ⑧福祉団体活動の支援と連携

基本的な考え	シニアクラブ、女性の会、食生活改善推進員、保護司など、各種団体や関係者の活動を支援するとともに、地域での役割の周知を進めます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シニアクラブには助成金の継続以外に、活動に関する相談支援を行っている。</li> </ul> <p>【健康づくり係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食生活改善推進協議会は令和4年度から令和5年度はコロナ禍の中で、活動の機会は減少した。令和6年度から健診会場や出前講座などの活動を再開し、令和6年度熊本県優良団体知事表彰を受賞する予定。会員の減少と高齢化が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シルバーヘルパー腕章作成、定例会へ参加。</li> <li>ボランティア団体手作りのマスクをシルバーヘルパー友愛時に配布。</li> <li>やまと文化の森でのおたっしゅ作品展にシニアクラブ、女性部、町内福祉施設等19団体の参加協力があった（令和2年度）。</li> <li>地区懇談会へシルバーヘルパーに参加して頂き、横のつながりとネットワークの充実に繋がった。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き支援を行っていく。</li> <li>「社会を明るくする運動」は7月の強調月間を中心に運動や啓発を実施（保護司会）。</li> <li>食生活改善推進員の高齢化とメンバーの減少が課題であり活動支援を継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30地区福祉会で、地域のシニアクラブ、障がい者団体、女性の会をはじめ、各種団体や福祉関係者の相互交流の機会設定と連携支援。</li> <li>やまと文化の森で各々の作品を展示発表するなど、生きがいの創出と情報発信を行っていく。</li> </ul>

社協支援出展者数

年度	出展者数
令和3年度	15
令和4年度	10
令和5年度	11
令和6年度	9

## 計画の柱その2. 地域支え合い活動の推進

30地区福祉会や民生委員児童委員、福祉委員活動を進め、地域住民、高齢者、障がい者、子ども等が互いに思いやり支え合う、身近な福祉力（共助）を高めます。

⑨ 30地区福祉会活動の充実		
基本的な考え	30地区福祉会活動は本町での地域福祉推進の基本であり、地域住民の自主的・主体的な支え合い活動の母体として活動の支援・充実を行います。 地区や行政区等で地域住民が地域の福祉課題やその解決について話し合う主体的な取り組みを進めていきます。 また、担い手の不足や高齢化に対応し活動の工夫を図ります。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【健康づくり係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度はコロナワクチン集団接種を主業務とし職員の感染を防ぐため、健康づくりは最低限で行った。</li> <li>令和5年度から通常モードに戻り、徐々に健康づくり事業を再開し、地域に出向く健康教室・健康相談の件数が増加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関誌にて見守り懇談会や見守りあんしんネットワーク声掛け訓練、見守りあんしんネットワーク会議等を掲載。名人さんマップ、サロンマップを作成し30地区福祉会に配布した（令和4年度）。</li> <li>サロンへの職員派遣、レク道具の貸し出し、助成金交付、活動支援等を行った。</li> <li>福祉委員の手引き、見守り手帳を作成し、研修会や懇談会で説明を行った。</li> <li>30地区福祉会長会議（年3回）を開催。</li> <li>見守り懇談会を開催し、見守り・支え合い活動の情報交換等を行った。</li> <li>令和6年度、5年ぶりに30地区福祉会長の視察研修を行った。他地域の取り組みを学ぶとともに、自分の地域に合わせて取り組みたいとの意欲につながった。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>30地区福祉会活動と連携し、健康づくりや介護予防、防災防犯活動の推進。</li> <li>30地区福祉会及び民生委員児童委員との協働活動の推進。</li> <li>大人数となる健康教室の開催は人集めが困難なため、少人数で開催されている活動の場を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>30地区役員研修や地区懇談会の開催と、出された意見の実現に向けた取り組みを行う。</li> <li>地区福祉会で地区の状況に応じた福祉座談会（年間15地区）、研修会等（年3回）の開催。</li> <li>30地区福祉会活動状況や事例等の広報。</li> <li>コロナの影響で福祉会活動を自粛されている地区と感染予防対策を取りながら再開されている地区があり、支援を行っていく。</li> <li>福祉委員研修会、懇談会で見守り活動の基本や役割を説明し活動充実につなげていく。</li> <li>活動の負担軽減の工夫（スマートフォンのLINEグループの活用等）。</li> </ul>

30地区福祉会長研修



⑩生活課題の多様化についての学び

<p>基本的な考え</p>	<p>ヤングケアラーやダブルケアラー、経済的課題や精神的課題など、生活課題が多様化、複雑化しています。このような社会状況について、知識や情報を学ぶことで、課題を抱える人や世帯への気づきにつながります。その手、必要に応じて専門機関に連絡や相談していただくことが望めます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 区長、30地区福祉会会長、民生委員児童委員、介護支援専門員、医療機関、相談支援員、小中学校、保育園、行政機関、町議会議員等への重層的支援体制整備事業の事業説明を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重層的支援体制整備事業について、社協役員評議員研修会で町からの事業説明を受け、事業の目的や意義について学んだ。</li> <li>• 町と連携して啓発を行った。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活課題の多様化や複合化に関する情報提供。</li> <li>• 重層的支援体制整備事業を広く広報。</li> <li>• 課題を抱える人や世帯への気づきと連絡や相談の周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援会議(毎月)と研修会(年1回)の開催。</li> <li>• 生活課題の多様化や複合化に関する情報提供。</li> <li>• 課題を抱える人や世帯への気づきと連絡や相談の周知。</li> <li>• 生活課題の多様化に対応して生活サポートセンターの充実。</li> </ul>



多くの関係者の参加をえた重層的支援体制整備事業での生活課題の多様化についての研修

### ⑪見守りネットワークの充実

基本的な考え	<p>身近な見守りとして、民生委員児童委員、福祉委員をはじめ、誰もが近隣での目配りや声かけなどに取り組めるよう啓発や広報を進めます。</p> <p>広域的な見守りとして、町内の関係機関や民間事業所等の協力を得て見守りあんしんネットワーク会議を開催します。</p>	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社協と連携して実施。</li> <li>令和4年度、見守りネットワーク会議を社協と立ち上げた。</li> <li>令和6年度、見守りネットワーク協力団体の登録体制を整えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り懇談会、民児協定例会、シルバーヘルパー定例会、各研修会等で見守り活動について活動紹介は意義についてお伝えしている（下表参照）。</li> <li>見守りあんしんネットワーク会議を開催。地域の見守りと民間事業所の見守りについて情報共有できた。（令和4年度）</li> <li>令和5年度は2地区で開催し、62名参加。令和6年度は活動の見える化として活動に賛同して頂いた事業所へ登録証を交付し、更なる見守り活動の拡充に努めた。ネットワークの説明と交付式の様子を周知し、民間事業所等へ活動協力団体への登録を呼びかけている。（令和6年11月末 登録団体41団体）</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の継続と声かけ訓練地域の拡大。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員児童委員、福祉委員の見守り活動支援。</li> <li>福祉単位での見守り懇談会の開催。</li> <li>見守り懇談会にシルバーヘルパーに新たに参加して頂き連携が深まった。今後も継続して開催。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守りあんしんネットワーク連絡会の継続</li> </ul>	

#### 見守り懇談会開催状況



見守り懇談会 馬見原

年度	地区数	延べ回数	参加者数
令和2年度	5	7	98
令和3年度	15	17	277
令和4年度	7	10	112
令和5年度	13	13	250
令和6年度 (9月末時点)	4	4	64

⑫サロン活動の推進		
基本的な考え	生きがい、健康づくり、仲間作り等を目的に、各地区の自主性やいろいろな工夫で推進します。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援体制整備事業のなかに、生きがいと健康づくり事業を移行。</li> <li>30地区福祉会には、サロン助成金を社協を通じて支給を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍によりサロンの開催中止などが生じた。5類移行後活動を再開される地区が増えてきた。</li> <li>サロン交流会を2会場で実施（令和2年度）。</li> <li>職員派遣、レク道具貸与、活動助成金交付等支援を行っている。</li> <li>懇談会やサロンにて地域の現状や見守り活動の重要性について伝える事ができた。</li> <li>矢部高校家庭クラブと世代間料理教室を2回開催。（令和2年度）子ども地域食堂との交流（令和3年度）、菅地区あゆの瀬交流館での交流（令和4年度）、大野ハッピーランチとの交流の支援を行った。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協を通して、生活支援体制整備事業の中で継続して支援していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サロン開催の支援。</li> <li>サロン交流会で活動紹介を行う事でそれぞれの活動の刺激につながった。今後も継続して定着化を図る。</li> <li>見守り活動で異変を察知するポイントなど懇談会や研修会で進めていきたい。</li> </ul>

#### サロン開催状況（社協支援回数）



米内蔵ピンポンサロン

年度	団体数	開催回数	レクリエーション 道具貸出件数
令和2年度	34	133	12
令和3年度	45	232	9
令和4年度	27	287	27
令和5年度	43	933	43
令和6年度 (9月末時点)	20	500	20

### ⑬生活支援の推進

基本的な考え	公的なサービスだけでなく、近隣での生活支援の取り組みを、行政、社会福祉協議会、地域住民や各種事業所等とともに進めていきます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社協の取り組みを支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町サポートセンターの活動は、少しずつ依頼数が増えている。</li> <li>ネットワークの強化、社会資源の見える化、生活支援、新たな人材発掘と養成を柱に事業を展開。高齢者支援係と随時情報共有を行っている。</li> <li>自立支援型ケア会議に生活支援コーディネーターとして参加。</li> <li>生活サポートセンター事業や地域ケア会議等を通して、地域住民や関係機関への周知啓発を行った。</li> <li>生活サポートセンター協力会員等研修会を開催し、活動状況報告とグループワークにて意見交換を行った。(令和5年度)</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>山都町生活サポートセンター事業の推進。</li> <li>生活サポートセンター事業の広報、協力員の養成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援コーディネーター事業の実施。</li> <li>30地区福祉会での生活支援活動に関する検討や、町内外の取り組み事例の情報提供等。</li> <li>高齢者支援係と逐次打ち合わせを行い、地域課題を分析し計画を立案。役割分担や進捗状況の確認や振り返りを行い、修正・改善点など共有していく。</li> <li>高齢化により今後、必要性が増すことが見込まれ一層の推進を行う。</li> </ul>

#### 山都町サポートセンター稼働状況



地域福祉サポーター養成講座

年度	活動回数	活動時間
令和2年度	110	55
令和3年度	226	205
令和4年度	355	670
令和5年度	321	261
令和6年度 (9月末時点)	156	102

⑭地域での防災・防犯活動の推進

<p>基本的な考え</p>	<p>防災や防犯に強い安全・安心のまちづくりを、地域住民の支え合い活動で進めます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【防災係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 見守り活動は毎月15日を推進の日と位置づけ、児童の登校に合わせ実施している。</li> <li>(1、10、20、30日には、地区交通指導員による交通安全運動を兼ねた見守り立番活動を実施している。)</li> <li>• 自主防災組織は、訓練等推進期間を年2回(春・秋)設定し、活動の推進をした結果、全地域で訓練が実施された。</li> <li>• 要支援者名簿の調査を通じて、防災・見守りの啓発を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 見守り懇談会やひとり暮らし高齢者マップ作りなどをおして防災や減災の意識づくりを行った。</li> <li>• 見守り懇談会時に防災福祉マップを活用し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみ、昼間ひとり高齢者等情報共有を行い、防災や減災の意識づくりを行った。</li> <li>• サロン開催時や研修会時に警察署や駐在所に依頼され特殊詐欺被害予防や交通安全の講話が実施されている。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自主防災組織活動や登下校等の子どもの見守り活動等の推進。</li> <li>• 防災と見守りとの一体性の啓発・広報。</li> <li>• 活動も年々盛んになっており、概ね推進されており、今後も推進を図る。</li> <li>• 防犯協会、交通安全指導員、交通安全協会等との連携。</li> <li>• 防犯灯や防犯カメラの設置等の支援。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• サロンや福祉座談会等での防犯に関する啓発。</li> <li>• 災害ボランティア養成講座をいかし、日ごろの防災・防犯、見守り活動等への協力要請。</li> <li>• 見守り懇談会を開催し、ひとり暮らし高齢者等の確認などを行う。また、消防団の参加を図っていく。</li> </ul>

### 計画の柱その3. 関係機関の連携・協働による地域の福祉力の充実

誰もが、安心していきいきと暮らせるよう、町、社会福祉協議会、住民、関係機関、福祉関連事業所等が連携して町全体での福祉力の充実を進めます。

⑮総合相談・総合対応の充実		
基本的な考え	複合的な生活課題を抱える人や世帯に対して関係機関が連携し、総合的な対応や支援を行います。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度、重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始し、多機関協働事業およびアウトリーチを山都町社会福祉協議会に委託し、相談支援を開始した。</li> </ul> <p>【子育て支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て相談窓口としての「こども家庭センター」の設置と支援機関との連携。</li> </ul> <p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>様々な機会に相談窓口のPRを実施。周知を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協機関誌・ホームページに相談業務に関する記事の掲載を行っている。</li> <li>各事業(見守り懇談会等)や会議・研修において、相談窓口の紹介、周知を行っている。</li> <li>令和5年度から重層的支援体制整備事業移行準備事業を受託し、複雑化・複合化している福祉ニーズに関係者と連携し相談支援を行っている。</li> </ul> <p>【令和5年度～ 相談件数 11件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の方、福祉関係者、民間事業所、役場各課職員へ事業の周知と今後の連携を図るため北九州市のNPO法人抱樸より講師をお招きし、事業説明研修会を開催。167名参加。</li> <li>法律相談所の開設(毎月第3木曜日)。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な相談窓口の周知広報と総合相談へのつなぎ。</li> <li>行政内での組織横断的な情報共有体制の構築。関係機関との連携促進。</li> <li>重層的支援体制事業の導入に伴う総合相談、支援体制の強化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近な相談窓口として、臨機応変な対応や専門性の向上に努めていく。</li> <li>課題を抱える世帯等の情報を地域住民からつないでいただくことの周知・啓発。</li> <li>アウトリーチでの相談対応。</li> <li>行政や関係機関と連携した相談対応内容の一層の深化。</li> </ul>

⑩地域子育て支援

<p>基本的な考え</p>	<p>子どもの安全確保や子育ての不安・悩みを支え、地域で子どもを見守り・育む環境づくりを進めます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【子育て支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年度に子育て相談室を設置し、翌年度に子ども家庭センターを開設。</li> <li>• ファミリーサポートセンター会員交流会を年1回開催し、地域の方々や依頼会員との顔合わせを行っている。また、年1回、日赤熊本県支部に講師を依頼し、幼児安全法を開催。</li> <li>• 子育て支援センター（ひろば含）での子育て相談や親子の交流の場として機能強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 見守りには子どもも対象であることを説明。</li> <li>• 生活困窮や子育ての相談など福祉課と連携して支援を行う。</li> <li>• 矢部高校家庭クラブと世代間料理教室を2回開催（令和2年度）。</li> <li>• 福祉体験学習の受け入れ、福祉教育の出前講座を実施。</li> <li>• 令和6年度、夏休み子どもデイサービスを再開。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの安全の見守りや子育てを地域で支える機運づくり。</li> <li>• 子ども家庭センターを中心に子育てに悩みを持つ家庭への相談支援を継続するとともに、関係機関と連携した子ども・子育て施策を展開する。</li> <li>• ファミリーサポートセンターや子育て相談室の充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• いきいきサロン等での高齢者や地域住民と保護者や子ども達との交流支援。</li> <li>• 地域で子ども達への声かけや防犯パトロールの推進支援。</li> <li>• 行政、民生委員児童委員等と連携して推進。</li> <li>• コロナ禍以前に行っていた交流事業を実施予定。</li> </ul>

⑰障がい者地域共生		
基本的な考え	障がい者が安心して暮らせる地域づくりを、近隣や住民の理解と協力で進めます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就労事業所の物販促進に関する町広報誌を通じた周知や庁内での販売などを実施し、障がい者への理解を深めた。</li> <li>上益城圏域合同で、商工会等への合理的配慮についての研修会を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動支援事業を受託し、きぼうの家利用者の送迎を実施。</li> <li>矢部高校家庭クラブの衣服製作に、きぼうの家利用者との交流を支援。作品展示時にも交流ができた（令和2年度）。</li> <li>福祉体験学習、福祉教育を通して障がいへの理解を深めた。</li> <li>地域福祉権利擁護事業利用者の支援について連携を行っている。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいへの理解やノーマライゼーションの推進。</li> <li>障がい者や障がい者団体と学校や地域住民との交流活動の推進。</li> <li>就労支援への地域企業等の協力要請。</li> <li>町広報誌や町 HP を通じて広く理解を深めていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者施設や団体と地域住民との交流活動支援(年1回)。</li> <li>学校で障がいの理解を促す福祉教育プログラムの支援。</li> <li>交流活動、福祉教育を通して推進する。</li> </ul>

⑱地域での認知症対応

<p>基本的な考え</p>	<p>介護保険認定状況から65歳以上で認知症の症状のある人は854人で、65歳以上人口の12.3%となっています。(令和4年)。 年齢の高い高齢者が多くなることが見込まれ、今後とも、予防、早期発見等を進めるとともに、認知症の人を地域で支援することが必要となっています。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校認知症サポーター養成講座を開催。</li> </ul> <p>(下表参照)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症サポーター養成講座を蘇陽南小・清和中で、認知症キャラバンメイトと合同で開催(令和4年度)。</li> <li>下名連石(令和4年度)、清和(令和5年度)、菅尾(令和6年度)で、見守りあんしんネットワーク声掛け訓練を実施。認知症の理解を深め、声かけや連絡の仕方について学ぶ機会となった。</li> <li>矢部高校林業科学科と連携して認知症予防パズル「好きっ通潤パズル」を制作。高校生が山都町の現状と認知症を学ぶと共に、サロン会場・福祉事業所100カ所へ寄贈した(令和3年度)。</li> <li>令和4年度から6年度にかけて500個のパズルの販売を行い、認知症予防の普及啓発が出来た。令和5年度「熊本県認知症になっても安心して暮らせるまちづくり功労者」の知事表彰を受賞。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の人を地域・近隣で支えること(認知症フレンドリー社会)の啓発や仕組みの推進。</li> <li>小中学校や地域、職域等での認知症サポーター養成講座の開催。</li> <li>見守りあんしんネットワークの推進。</li> <li>学校への周知を図るため校長会等での広報を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見守り活動をはじめ認知症の人を支える地域づくりの啓発・支援。</li> <li>いきいきサロン等での早期発見や予防等の支援。</li> <li>各学校、30地区福祉会から依頼があり次第、連携して行う。</li> <li>「好きっ通潤パズル」は、令和7年度からは甲佐町の「あゆの里」に製造販売委託し更なる普及に取り組む。</li> <li>パズルの紹介・活用の他、サロン等での脳トレも継続的に行う。</li> <li>今後、高齢化に伴い一層の対策を図っていく。</li> </ul>



見守りあんしんネットワーク声掛け訓練

小中学校認知症サポーター養成講座

年度	養成者数
令和2年度	64
令和3年度	33
令和4年度	45
令和5年度	88
令和6年度 (9月末時点)	148

⑱避難行動要支援者の支援

<p>基本的な考え</p>	<p>災害時において、自力での避難が出来にくい人を地域で確認（登録）しておくとともに、避難支援の方法を定めます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員児童委員の協力を得て、各地域の65歳以上のひとり暮らし及び75歳以上の二人暮らし世帯等を訪問し、避難行動要支援者名簿登録を実施している。</li> <li>• 名簿については、社協、消防署、警察署等と情報の共有を図っている。</li> <li>• 福祉避難所については、現在11の施設と協定を締結している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域での見守り懇談会等を開催し避難支援につなげている。</li> <li>• 懇談会で防災福祉マップを活用し地域の状況把握と共有を行っている。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 要支援者への登録の働きかけ、支援への協力の啓発。</li> <li>• 行政、民生委員児童委員、社会福祉協議会及び関係機関における要支援者登録情報の共有と実働への備え。</li> <li>• 福祉避難所の協定。</li> <li>• 避難行動要支援者の登録が3,000人を超えているため、災害が発生した際、状況に応じた対応を検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域での見守りマップ作成等の見守りネットワークによる要支援者確認の支援。</li> <li>• 避難支援の準備や訓練等の実施支援。</li> <li>• 地域での見守り懇談会等の継続。</li> </ul>

⑳権利擁護の推進		
基本的な考え	地域福祉権利擁護事業については、契約件数、相談件数ともに増加しています。今後とも増加が見込まれることから、その対応が必要とされます。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談事業等をとおして権利擁護に繋げている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉権利擁護事業《令和6年12月時点》利用者11名。令和5年度からの動向は終了3件。実動の生活支援員6名。</li> <li>研修会、社協機関誌かたくり、町広報等で事業内容を紹介。</li> <li>法人後見事業を令和2年度より開始。令和4年度10月に複数後見で1件受任。(町外施設入所の為、令和5年3月をもって終了)</li> <li>事業をとおして高齢者・障がい者の生活安定につなげている。</li> <li>成年後見制度の利用促進が推進されており、上益城圏域で開催される協議会、ネットワーク会議に参加。令和5年度～。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護の必要性の啓発</li> <li>必要性は益々高まると見込まれ、今後とも啓発や体制の充実を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉権利擁護事業の実施。</li> <li>身寄りのない人は、権利擁護事業ではなく、今後の暮らしについて、他機関、他制度で支えられる仕組みを関係機関と協働で検討する。</li> <li>生活支援員研修会を継続。</li> <li>法制度の研修に参加し、検討委員を含む専門職への相談体制を今後構築していく。</li> <li>成年後見制度の利用促進について上益城圏域で開催される協議会(年2回)、ネットワーク会議(年3回)に参加していく。</li> </ul>

地域福祉権利擁護事業 契約者数

年度	契約者数
令和2年度	13
令和3年度	12
令和4年度	14
令和5年度	12
令和6年度 (9月末時点)	12

㊸生活困窮等への対応

基本的な考え	病気や仕事先の状況等から、経済的に課題を抱える状況も生じています。また、そのことが子育てや介護等の課題につながり、貧困が連鎖していくことも課題です。	
	行政の取り組み	社協の取り組み
この間の取り組み	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各機関や民生委員児童委員等からの情報提供をもとに訪問等を実施、生活保護の相談や社協等と協働しての対応。</li> <li>令和5年度重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始し、多機関協働、アウトリーチにより支援を開始。</li> <li>社協とともに、ひきこもり問題に関する相談窓口及び支援体制の強化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から県の補助事業である緊急一時支援事業を受け、生活必需品の給付や一時的な住まいや食事の支援を行っている。</li> <li>子ども地域食堂と矢部高校家庭クラブとの交流を支援（令和3年度）。</li> <li>生活困窮者等自立支援事業の新規相談数：令和5年度31件、令和6年度29件（令和6年11月末現在）と増加傾向である。</li> <li>新型コロナウイルスの影響も大きく、生活福祉資金(コロナ特例貸付)と合わせて支援を行う。</li> <li>緊急一時支援数(食料を含むライフラインの支援)は令和5年度より22名、31回（令和6年11月末現在）。</li> </ul>
今後の進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に課題を抱える世帯等の自立支援への住民の理解と協力の啓発。</li> <li>重層的支援体制整備事業を導入することで支援体制の強化を図る。</li> <li>課題を抱える人や世帯の把握を進め支援へつなげていく。</li> <li>子ども地域食堂やフードバンクの取り組みの広報。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題を抱える世帯への気づきと専門機関へのつながりの啓発。</li> <li>自立相談支援事業への住民や企業等の協力要請。</li> <li>社会福祉法人レスキュー事業との連携。</li> <li>任意事業である家計改善支援及び就労準備支援などの事業者及び町関係部署、ハローワーク、法テラス等と協働し、今後も支援を行う。</li> <li>子ども地域食堂への支援を行っていく。</li> <li>複合化しているケースについては重層的支援体制整備事業と連携した支援を行う。</li> </ul>

生活困窮者等新規相談件数

年度	相談件数	緊急一時支援回数
令和2年度	28	6
令和3年度	40	12
令和4年度	53	10
令和5年度	31	26
令和6年度 (9月末時点)	23	4

②②自殺防止対策

<p>基本的な考え</p>	<p>自殺に至るいろいろな要因の解消を進めるとともに、自殺に追い込まれることのないよう、周りからの支えに取り組みます。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の取り組み</p>	<p>【健康づくり係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌やホームページを使って住民向けに普及啓発を行っている。</li> <li>• 熊本県や民間での研修会・相談会の機会を周知している。</li> <li>• 県の協力を得て民生委員児童委員の研修を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生活困窮事業の研修と合わせて、依存症に関する研修に町福祉課と参加。</li> <li>• 相談対応に加えて、支援者のメンタルケアについても講義を受けた。</li> </ul>
<p>今後の進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自殺対策計画のなかで住民の果たす役割等の啓発。</li> <li>• 相談会やゲートキーパーの養成講座の開催。</li> <li>• 令和7年3月の自治振興区会長会議時に、自殺対策の講演会を行う予定。</li> <li>• ゲートキーパー養成などは、熊本県や民間団体の事業を利用していく。</li> <li>• 自治振興区会長への研修会で広報・啓発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域での気づき、見守り、声かけの仕方などの啓発。</li> <li>• 地域活動などにより、社会的孤立に陥らない顔の見える関係づくりの支援。</li> <li>• 今後も各種研修を通して研鑽を積みたい(年1回)。また、町専門職と研修に関しての情報も共有していく。</li> </ul>

②③各種団体・福祉関連事業所の連携・構築

<p>基本的な 考え</p>	<p>地域福祉活動に関わる団体や事業所が参加する地域福祉ネットワークの構築を目指します。</p>	
	<p>行政の取り組み</p>	<p>社協の取り組み</p>
<p>この間の 取り組み</p>	<p>【福祉係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民生委員児童委員協議会や社協主催の社会福祉法人連絡会や地区社協会議等を活用しネットワークを構築している。</li> <li>• 令和5年度、重層的支援体制整備事業移行準備事業を開始し、多機関協働、アウトリーチにより支援を開始。</li> </ul> <p>【高齢者支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じて民生委員等との連携を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平成28年度より町内社会福祉法人連絡会を開催。</li> <li>令和3年度は「山都町の地域福祉の現状」の講演と「できたらよいこんなこと」をテーマにワークショップを開催。令和4年度は、災害時の対応と備えについて、令和5年度は人材確保をテーマに連絡会を開催。</li> <li>• 見守りあんしんネットワーク連絡会を開催。</li> <li>• 重層的支援体制整備事業移行準備事業について事業説明研修会を開催。</li> </ul>
<p>今後の 進め方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業者や地域団体との交流の橋渡しの推進。</li> <li>• 重層的支援体制整備事業の導入によりネットワークの強化を図る。</li> <li>• 情報の発信と連携を一層進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域の福祉資源である各種機関、福祉関連事業所と地区福祉会などとの交流事業等のコーディネートの役割。</li> <li>• 全体の情報発信や各種研修等の実施(年1回)。</li> <li>• 法人連絡会の継続。内容については工夫や検討を行う。</li> <li>• 見守り活動や生活支援、総合相談等、福祉関連事業所、店舗や事業所等とネットワークの強化を図っていききたい。連絡会の開催(年1回)。</li> </ul>

## 4. 地域福祉活動計画の目標値

数値目標として設定できる項目について、以下のように定め、計画の進捗状況評価の目安とします。

計画の柱	展開項目	目標値
1. 地域福祉の啓発と人材の活躍	①地域福祉の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町広報誌に地域福祉関連記事の掲載を年1回以上</li> <li>・社協ホームページ、SNSでの広報を年に24回以上</li> </ul>
	③子どもたちの福祉の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校での地域支え合いに関するワークショップの開催と、実現に向けた活動を年1回以上</li> </ul>
	⑥人材の活躍機会の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名人さんの活動マッチングを年に15回以上</li> <li>・名人さんの新規登録を年に1名以上</li> </ul>
	⑦ボランティアの育成と活躍機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種人材育成に関する研修や育成講座等を年に3回以上実施</li> <li>・ボランティアフェスティバルへの参加者数を年に30名以上</li> <li>・ボランティア活動者の新規登録を年に3名以上</li> </ul>
2. 地域支え合い活動の推進	⑧福祉団体活動の支援と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おたっしゃ作品展の出展者支援を年に8名以上</li> </ul>
	⑨30地区福祉会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉会会長、福祉委員の研修を年に3回以上実施</li> <li>・研修会等で出た意見の実現に向けた活動を年に3回以上</li> </ul>
	⑪見守りネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉懇談会の開催を年に15地区で実施</li> <li>・見守りあんしんネットワーク活動協力団体の新規登録を年に2団体以上</li> </ul>
3. 関係機関の連携・協働	⑬生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活サポートセンター協力会員の新規登録を年に3名以上</li> </ul>
	⑬各種団体・福祉関連事業所の連携・構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関等との連携に関する研修や会合を年間平均5回開催</li> </ul>



## 第4章 計画の進め方

本計画を進める体制や進捗状況の評価等についてまとめます。

1. 計画の推進体制と進行管理
2. 計画の評価方法

# 1. 計画の推進体制と進行管理

## ● 合同事務局

この間の経過を継続し福祉課と社会福祉協議会とで合同事務局とし、住民意見を踏まえ連携した企画立案及び進捗管理を行います。

## ● 調整会議

町関係課を加えた検討部会を必要に応じて開催し、総合調整を行い、各課施策の地域福祉の視点での調整など横のつながりを担保します。

また、事業の進捗に関する報告・検討を行います。

とくに、各担当分野において、「地域住民の支え合い活動」をどのように支援していくかの検討を行います。

## ● 地域住民との協働

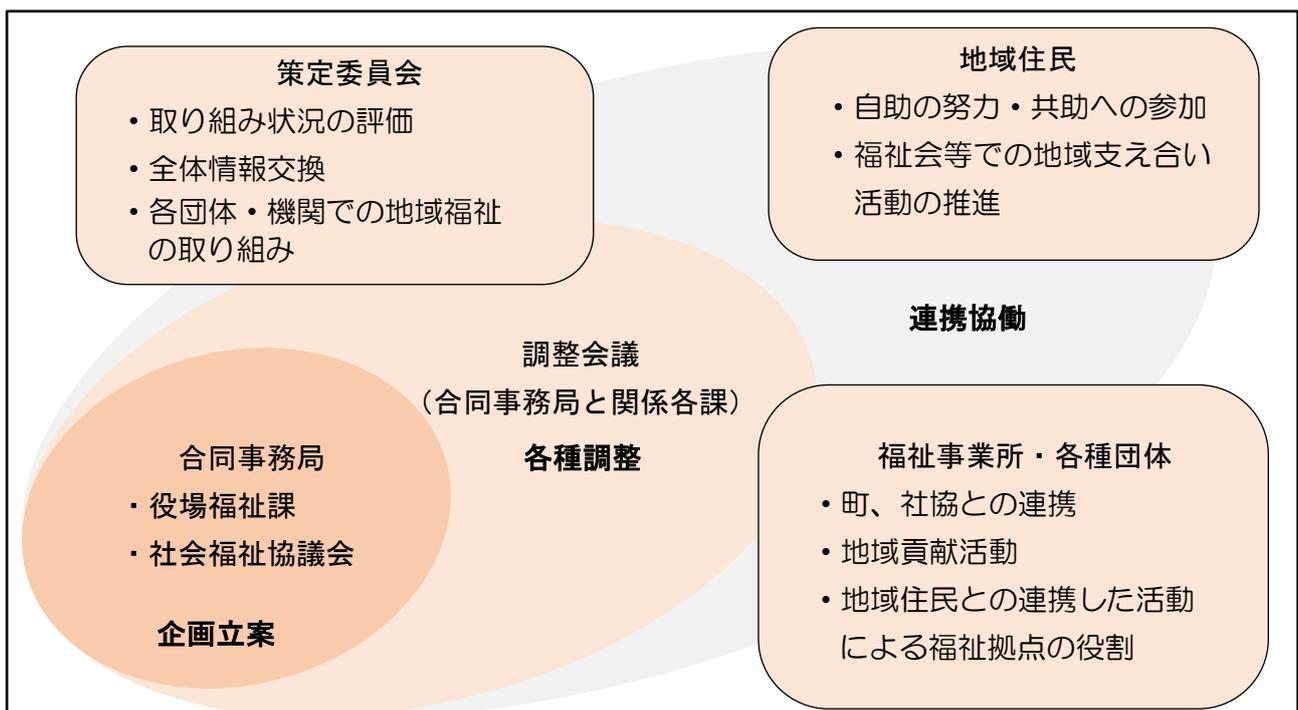
30地区福祉会の活動支援や見守りマップ作成、人材育成と活躍の機会提供等で協働。特に、社会福祉協議会が担う福祉会活動支援で直接的な地域住民との協働を進めます。

## ● 福祉事業所や各種団体との協働

福祉事業所や各種団体とは情報交換を密にし、より一層の協働を進めていきます。



調整会議



●行政の地域福祉推進の財源・人材確保

地域福祉推進には公的な財源、人材確保が必要です。

特に、医療費・介護費用ができるだけ増えないようにするために、住民の地域福祉活動支援、生活支援ボランティア養成等に必要な財源・人材の確保を行っていきます。

●社会福祉協議会としての地域福祉推進の財源、人材確保

地域福祉推進を担うことで、社会福祉協議会への理解を促し、社協会費や共同募金等に理解と協力をお願いしてまいります。

加えて、地域福祉推進に対して事業所や個人の理解のもと、新たな財源確保の方策の検討も必要があると考えます。

## 2. 計画の評価方法

●計画の進捗管理・評価

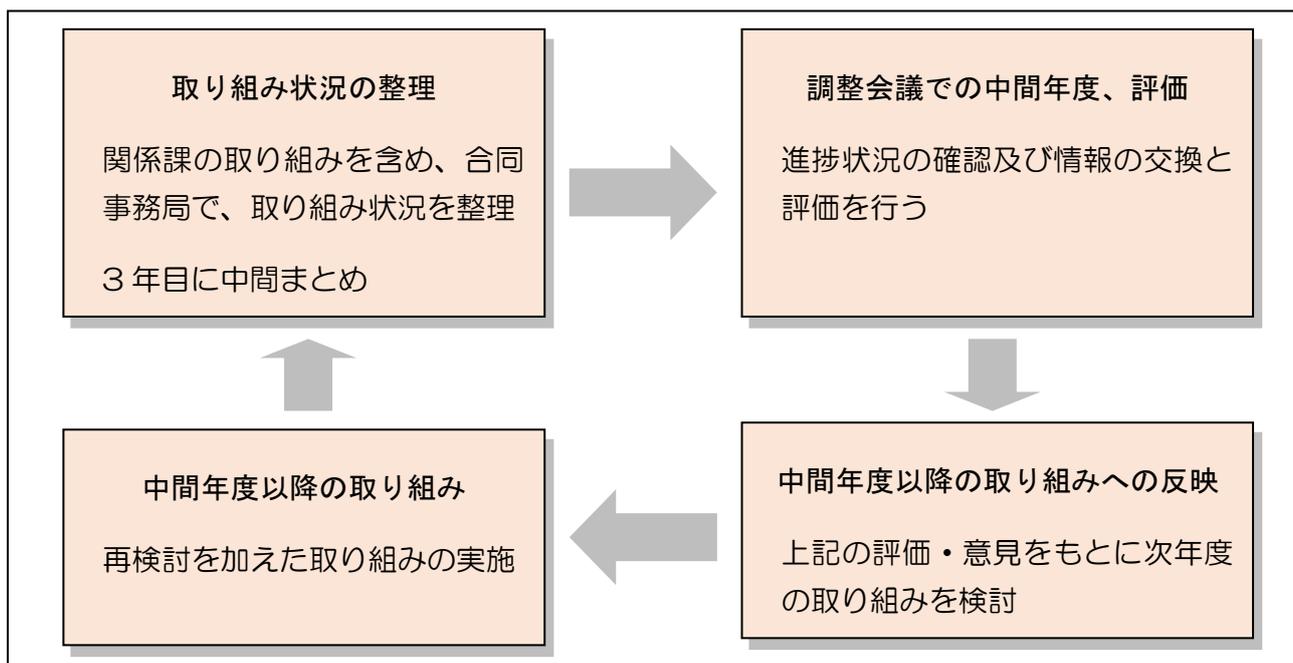
数値目標について評価を行うとともに、数値で表せない項目については、関係課で取り組み状況を評価し次年度以降の施策に反映させていきます。特に中間年度の3年目には、取り組みをまとめ評価を行います。



策定委員会

●策定委員会

必要に応じて、策定委員会に状況を報告し意見をいただきます。



## ●補足 社会福祉協議会事業

社会福祉協議会の在宅福祉サービスなど、社協固有の事業に関する取り組みの整理と評価を行う。項目は以下のとおり。

1. 高齢者福祉の推進	① 各種高齢者入居施設の受託経営
2. 在宅福祉サービスの運営	① 居宅介護支援事業所の経営
	② 訪問介護事業所の経営
	③ 通所介護事業所の経営
	④ 障がい者自立支援事業
	⑤ 地域支援事業
	⑥ 介護予防等事業
	⑦ 福祉器具貸与事業の実施
3. 組織・活動体制の確立	① 理事会・評議員会の運営（役職員研修の実施）
	② 社協各種委員会による組織確立
	③ 民生委員児童委員協議会等関係機関との協働活動
	④ 職員の研修・育成、人事体制整備
	⑤ 経理事務の適正化
4. 経営強化、財源確保に向けての取り組み	① 各種事業の効率化による経費節減
	② 会員制度の周知と明確化及び加入促進
	③ 寄附金使途の明確化と効果的な運用
	④ 赤い羽根共同募金運動の充実
	⑤ 新たな財源収入の企画・立案

## 1. 高齢者福祉の推進

展開項目	この間の取り組み	今後の取り組み
①各種高齢者入居施設の受託経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援ハウス清楽苑、大久保高齢者住宅、柏老人福祉センターの受託経営。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏老人福祉センターは整備を行い令和5年度から運用を再開。</li> </ul>

## 2. 在宅福祉サービスの運営

展開項目	この間の取り組み	今後の取り組み
①居宅介護支援事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットを介した、動画配信サービスでの介護保険の職員研修実施</li> <li>他事業所との情報交換を随時行う。</li> <li>職員の増員。</li> <li>介護保険改正があるたびにサービス事業所の確認を行い介護計画に反映させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度改正に対応。</li> <li>地域ケア会議への積極的参加。</li> <li>職員の介護支援専門員資格取得。</li> <li>民間事業所の支援を行っていく。</li> </ul>
②訪問介護事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険制度に沿った介護サービスの提供。</li> <li>世帯の状況に応じ、地域福祉課との情報共有（地域福祉権利擁護事業利用）。</li> <li>介護報酬加算申請。</li> <li>訪問時の情報は介護支援専門員に連絡し変更などの対応を依頼した。利用者の体調などは連絡を取り対応検討した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣世帯数の予測。</li> <li>職員配置の検討。</li> <li>職員の資質向上。</li> <li>職員の高齢化が進み今後の事業の継続について検討を行っている。職員の知識・技術の向上を検討。</li> <li>訪問先での相談や情報による生活支援ニーズへの対応。</li> </ul>
③通所介護事業所の経営	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険事業計画書の読み直し。</li> <li>利用者数の見込み検討。</li> <li>職員数の検討。</li> <li>介護報酬加算の申請。</li> <li>利用者の体調の変動やコロナ対応のため利用者の増減が大きく入院などで減少している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少、高齢者数の減少など、現状に合わせた利用者定員や事業継続の見直し。</li> <li>事業の継続についての課題を分析し職員の配置などの検討を行う。</li> <li>職員の意識の改革も必要と考える。</li> </ul>

## 2. 在宅福祉サービスの運営（つづき）

展開項目	この間の取り組み	今後の取り組み
④障がい者自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援事業制度の理解。</li> <li>民間事業所と連携した事業の実施。</li> <li>移動サービスは運転手を確保し安全安心で送迎を行った。</li> <li>訪問介護は介護計画に基づきサービスを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の資質向上。</li> <li>各種規程の策定。</li> <li>訪問介護員数の検討。</li> <li>介護計画を基にサービス展開するが利用時間などの変更が多くなっていた。居宅との連携を密に行いサービスの向上に繋げたい。</li> </ul>
⑤地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の高齢者福祉計画と連動し対応。</li> <li>配食サービスなど必要に応じたサービスメニューの対応（中止）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の見直し検討。</li> </ul>
⑥介護予防等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度に沿った事業の実施。</li> <li>居宅、訪問、通所介護、包括支援センターと連携しサービスを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の見直しと職員配置。</li> <li>介護予防計画の作成を行い、各事業所と連携を行いながら対応できていた。</li> </ul>
⑦福祉器具貸与事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活支援ハウスのベッドに関しては退去時のマットクリーニングを行う。</li> <li>車いすの貸し出しをコロナワクチン接種会場で行った。</li> <li>介護保険での福祉用具貸与がある為、認定外の方に対する短期間の貸与があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉用具(電動ベッド・車いす等)の無償貸し出し。</li> <li>機器処分には一部有料もあるので要検討。</li> <li>各物品について、保守料として有料化の検討（クリーニング等行うため）。</li> <li>用具のメンテナンス費用の検討。</li> </ul>

### 3. 組織・活動体制の確立

展開項目	この間の取り組み	予定・課題・評価・対応
①理事会・評議員会の運営（役職員研修の実施）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員・評議員研修会の実施。</li> <li>・理事会評議員会の開催。</li> <li>・定期的な監査の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協活動の理解を深める研修を実施し、地域貢献並びに社協の本分を果たしていけるよう取り組んでいく。</li> <li>・役職員研修会の実施、受託施設の現地視察・役員・評議員研修会の継続。</li> <li>・理事会・評議員会の開催。</li> <li>・定期的な監査の実施。</li> <li>・県指導監査への対応。</li> </ul>
②社協各種委員会による組織確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門の職員定例会の実施。</li> <li>・臨時運営会議の開催。</li> <li>・各種委員会の実施。</li> <li>・委員研修会の実施・参加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営者、所長、専門員、受託施設、各事業所での毎月の定例会開催の継続（経営、運営、将来の姿を協議）。</li> <li>・健康管理委員会の継続。</li> <li>・各種委員会の実施。</li> <li>・委員研修会への参加。</li> </ul>
③民生委員児童委員協議会等関係機関との協働活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会への参加。</li> <li>・研修事業の支援。</li> <li>・民児協の活動強化方針策定の支援（ワークショップ支援）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部ごとに各地区福社会長等との情報交換の開催（年1回）。</li> <li>・介護保険制度改正に伴いより密接な協働体制を構築していく。</li> <li>・役員、評議員への就任。</li> <li>・全体会、支部会へ参加し情報の共有と連携を図る・継続して連携・協働を行っていく。</li> </ul>
④職員の研修・育成、人事体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症予防、BCP（事業継続計画）、ハラスメント防止の研修会を実施。</li> <li>・資格取得のための費用補助規程を策定し、資格取得支援金の交付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の資質向上の為、積極的な研修会への参加。</li> <li>・積極的な資格取得の推進。</li> <li>・全職員の地区別懇談会への住民としての参加。</li> </ul>
⑤経理事務の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な監査の実施。</li> <li>・税理士、社会保険労務士による指導と経営アドバイス。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協監事による決算監査、定期監査2回。</li> <li>・税理士や社会保険労務士などの専門家による事業運営・経営サポートの継続。</li> </ul>

#### 4. 経営強化、財源確保に向けての取り組み

展開項目	この間の取り組み	予定・課題・評価・対応
①各種事業の効率化による経費節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱水費の値上げに対応。</li> <li>経費節減の周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な事業実施による経費の適正な運用。</li> <li>経費節減の周知。</li> </ul>
②会員制度の周知と明確化及び加入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>会費の納入状況・使用用途については社協機関誌かたくり、ホームページ等で周知。</li> <li>町広報誌に掲載を行っている。</li> <li>社協だよりを活用した社協会費の使途と意義について住民へ周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協機関誌かたくりを活用した社協会費の使途と意義について住民へ周知。</li> </ul>
③寄附金使途の明確化と効果的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協一般会費の依頼を行う際には、依頼文書と一緒に使用用途が見える化したチラシの全戸配布を行っている。</li> <li>日赤の会費については、社協広報誌に頂いた実績の掲載を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区懇談会での社協事業、使途についての説明を行う。</li> <li>機関誌、ホームページに掲載</li> <li>受付時、寄附金使途の記入。</li> </ul>
④赤い羽根共同募金運動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同募金についても、依頼時に使用用途が見える化した全戸配布チラシの配布を行っている。また、文化の森でイベントを行った際は共同募金コーナーを作成している。</li> <li>自動販売機設置について、町、教育委員会へ要望書提出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>収益金の使途の明確化。</li> <li>自動販売機設置目標 1 台。</li> </ul>
⑤新たな財源収入の企画・立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規の委託事業の受託。</li> <li>マスコットキャラクターの開発。</li> <li>マスコットキャラクターを使った寄付金付き文房具等の販売。</li> <li>矢部高校と連携し認知症予防パズルの開発・作製・販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の地域支援事業や生活支援体制整備等の受託。</li> <li>財源確保(ファンドレイジング)の活用と開発・自動販売機設置。</li> <li>新規の委託事業の受託。</li> <li>矢部高校と連携した新たな商品開発。</li> <li>香典返し寄付の周知。</li> </ul>



#### 山都町社協マスコットしゃくりん

応募数 196 の中から決定。「しゃきょう」と山都町の花「かたくり」を合わせて「しゃくりん」です。地域を見守る社協をイメージし、困っている方のもとに空を飛び駆けつける妖精の姿をイメージしています。かたくりの花びらが髪の毛、おしべ・めしべ・背中のはらはハート型で思いやりの心、服は山都町の自然、スカートは通潤橋や五老ヶ滝の水しぶき、胸には社協マークのペンダントを付け、広げた手はつながりを表しています。

## 第5章 第2期成年後見制度利用促進計画

本計画に関連して成年後見制度利用促進計画を定めます。

1. 計画策定の趣旨等
2. 第1期成年後見制度利用促進計画の振り返りと課題
3. 今後の具体的な取り組み、第2期計画

# 1. 計画策定の趣旨等

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどの精神上的の障がいにより判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理や生活・療育に必要な手続きなどを支援して本人を保護するものであり、本人が地域で生活する上で重要な手段の一つです。

しかし、制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知機能の低下が見られる高齢者数と比較して、少ない状況です。

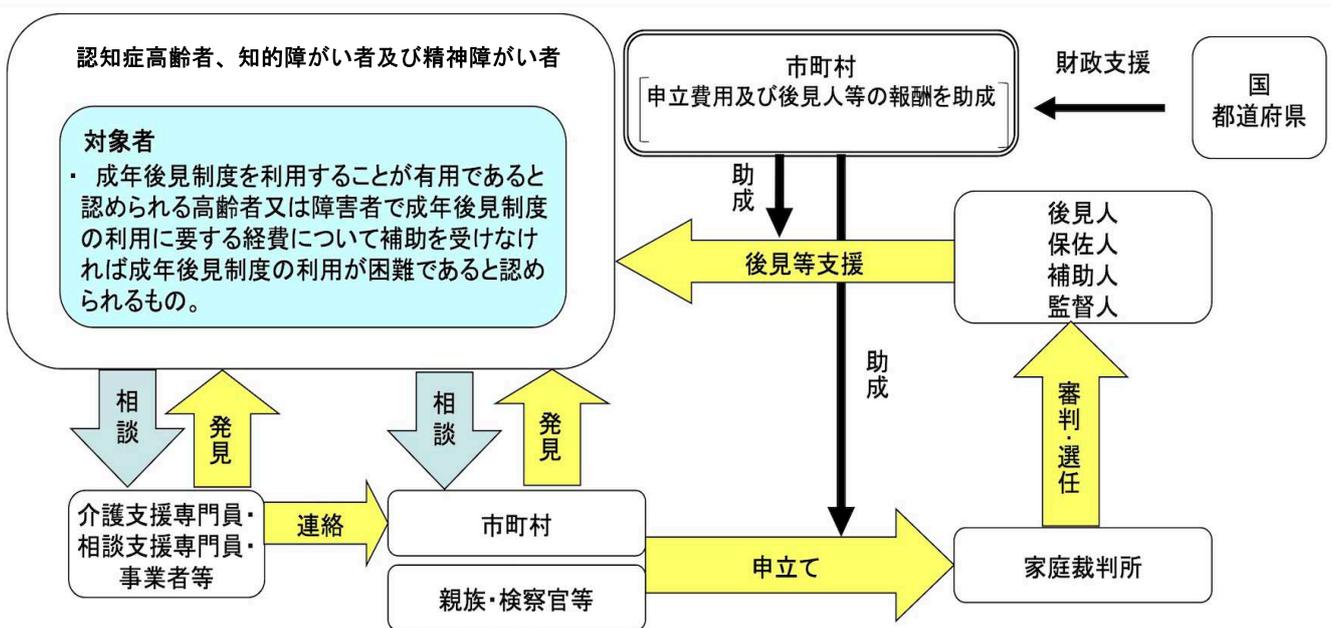
このような状況のもと、成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、平成 28 年 5 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、「促進法」という。）が施行され、町は国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「基本計画」という。）を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

これを受け、第 1 期山都町成年後見制度利用促進計画（令和 3 年度～令和 5 年度）を定め、利用促進に取り組んできました。

本町においては、国が策定した第 2 期成年後見制度利用促進基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度）を勘案しつつ、山都町第 1 期成年後見制度利用促進計画の取り組みを振り返り抽出した課題等を反映させた「第 2 期山都町成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度の利用の促進に取り組めます。

なお、本項目（77～81 ページ）を「山都町第 2 期成年後見制度利用促進計画」と位置付けます。

本項において、「成年後見人、保佐人、補助人」を「成年後見人等」、「成年被後見人、被保佐人、被補助人」を「本人」、家庭裁判所に後見開始の審判申立てを行う人を「申立人」と表記します。



## <計画期間>

計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

## <現状>

### ① 成年後見制度の利用状況（令和 6 年 8 月現在）

	成年後見	保佐	補助	任意後見	利用人数
成年後見制度 類型別利用者数	11	3	1	1	16

### ② 町長申立件数の推移

※ 親族などによる後見開始の審判請求が期待できない場合については、町長が審判の申し立てを行うことができる

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数（件）	1	0	0	3	0	0

### ③ 成年後見人等への報酬助成状況

※ 後見人等の報酬が経済的な理由により負担できない人に対しては、後見人等報酬の助成を行う

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件数（件）	1	1	3	1	4	4
助成額（千円）	120	120	440	140	520	530

## 2. 第 1 期成年後見制度利用促進計画の振り返りと課題

### ① 上益城地域成年後見制度利用促進に関する協定を締結

促進法に基づく成年後見制度利用促進に関する事業を上益城 5 町（御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町）が共同して実施するため、令和 3 年 12 月に上益城地域成年後見制度利用促進に関する協定（以下、「協定」という。）を締結しました。

### ② 上益城地域成年後見制度利用促進協議会の設置

促進法に基づく施策を運用するに当たり、関係機関との連携及び情報共有を推進するとともに、成年後見制度の利用促進を図るため、協定に基づき、令和 4 年 3 月に上益城地域成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置しました。

協議会の開催については、上益城 5 町で実施し、事業計画及び進捗状況の報告を踏まえた意見交換を行いました。

### ③ 中核機関の設置

本町における成年後見制度の利用を促進するため、中心的な役割を担う中核機関を令和4年3月山都町役場福祉課に設置しました。

関係機関と連携を図りながら、相談、広報、利用促進に関する事業を実施しました。

### ④ 地域連携ネットワーク会議の開催

専門職団体や家庭裁判所などの関係機関と連携し、様々な課題や仕組みづくりを検討しました。

### ⑤ 成年後見制度に関する認知度向上

成年後見制度に関する広報記事やホームページの掲載を行い、制度の普及啓発に努めました。また、介護・福祉の専門職向けに研修会を開催し、制度の周知を行いました。

町民への周知には課題が残ることから、今後も広報活動を強化する必要があります。

### ⑥ 相談窓口・相談機能整備の強化

中核機関、地域包括支援センターや福祉課、社会福祉協議会などで相談対応を行いました。今後も相談機能を充実させるため、対応する職員のさらなるスキルアップが求められています。

## 3. 今後の具体的な取り組み、第2期計画

### ① 成年後見制度の利用促進・広報・啓発の強化

各専門職団体や関係機関などと連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法・相談窓口などを周知啓発するため、セミナーの開催などの広報啓発活動に努めます。

### ② 相談機能の強化

研修会の開催などにより中核機関、地域包括支援センター、社会福祉協議会など職員のスキルアップを図ります。また、専門職団体や家庭裁判所などと連携し専門的な助言を受けることで、相談機能の強化を図ります。

### ③ 成年後見制度の利用支援

判断能力が十分でない人が成年後見人等を必要とする状況にあるにも関わらず、本人または親族による申立てが困難な場合は、事実関係を確認し、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを実施します。

また、経済的な理由から制度利用をためらうことが無いよう、申立時に要する費用や、成年後見人等への報酬について適切な助成の検討を行います。

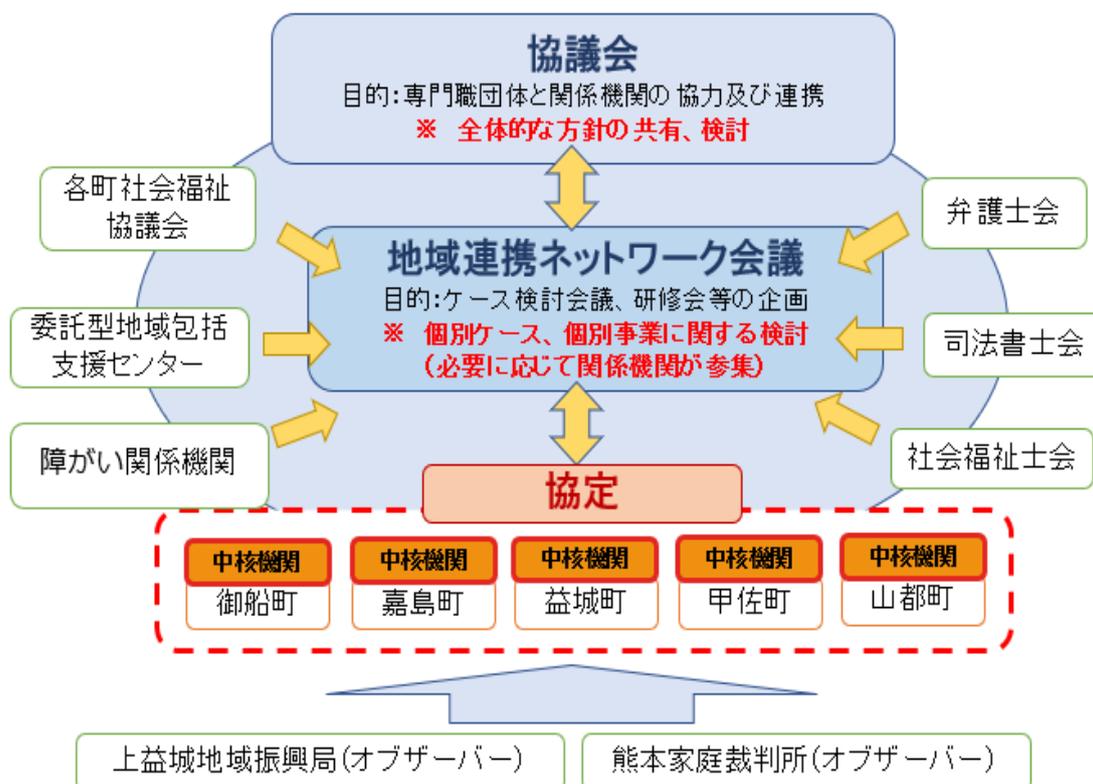
### ④ 成年後見人等への支援

親族後見人などからの相談に応じるとともに、本人及び成年後見人等を支援する権利擁護支援チームの体制づくりや専門職団体などの協力を得られる体制づくりに取り組みます。

### ⑤ 地域連携ネットワーク体制の拡充

地域連携ネットワークでは、本人を中心とする「チーム」を支援する「協議会」とその運営・調整などを行う「中核機関」が中心となり、関係機関と連携を図り取組みを進めます。保健・医療・福祉・司法の専門職団体・関係機関が連携協力する、地域連携ネットワークの強化が図られる体制づくりを推進します。

## ○ 上益城地域成年後見制度利用促進協議会・地域連携ネットワーク会議のイメージ



## 用語集

### 《あ行》

#### ◆アウトリーチ

地域に出かけること。全国社会福祉協議会がまとめた行動宣言で、社協の果たすべき役割として挙げられている。地域に密着した社協活動を意味する。

#### ◆いきいき100歳体操

DVDを見ながら重りを使った筋力運動の体操を行うことで、筋力向上を行う。公民館等で地区の人達が集まって週一回など開催。

#### ◆AED（自動体外式除細動器）

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

#### ◆SNSエヌエヌエヌ（ソーシャルネットワーキングサービス）

インターネット上で人と人のつながりや交流を楽しむコミュニティ型の会員制サービス。

#### ◆NPO（エヌピーオー）

民間の、営利を目的とせず社会的活動を行う団体（特定非営利活動法人）。

### 《か行》

#### ◆介護保険

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする状態になっても安心して生活がおくれるよう、高齢者やその家族を社会全体で支えていくことを目的として、平成12年4月より制度開始している。介護が必要な時に認定を受けて必要なサービスを利用するもの。40歳以上の人が支払う保険料と公費を財源にしている。

#### ◆キーパーソン

物事を決めたり勧めたりする際、カギを握る重要な人。

#### ◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気付き適切な対応を図ることが出来る人。

#### ◆権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

#### ◆高齢化率

全人口に占める65歳以上の人の割合。

#### ◆幸齢者はぴねすポイント事業

65歳以上を対象に、健康づくりや運動、行事への参加などで健康を維持していくため、参加する活動に応じたポイントが得られ、500ポイントたまると500円分の商品券と交換できる事業。

#### ◆コーディネート

物事を調整し、全体をまとめること。

◆子育て支援センター

地域の子育て支援を進めるため、保護者の支援や地域支援の推進等を担う役割を持つ。市町村から保育所・社会福祉協議会等への委託事業として行われている。

◆子ども食堂

地域住民やボランティア団体等が主体となり、無料または低価格帯で子ども達に食事を提供するコミュニティの場。

《さ行》

◆災害ボランティア

主として地震や水害、火山噴火などの災害発生時および発生後に、被災地において復旧活動や復興活動を行うボランティア。

◆災害ボランティアセンター

被災地に臨時で設置されるボランティアセンター。

被災地のボランティア活動の窓口となり、被災者ニーズの把握、情報の受発信、行政との仲介や調整、外部ボランティアの受入れ等を行う。基本的には当該市町村の社会福祉協議会が設置し運営にあたる。

◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」の2つの側面を合わせもっている。

◆社会福祉法

社会福祉を進めるための基本的な法律。地域福祉の推進等を定めている。

◆社会福祉法人

社会福祉事業の純粋性と公共性を確立するために、特別に設けられた公益法人。

◆自主防災組織

災害対策基本法において規定する地域住民による任意の防災組織である。主に、町内会・自治会が母体となり、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。

◆シルバーヘルパー

シニアクラブ連合会で一定の研修を受け、ひとり暮らし高齢者宅などを友愛訪問する人。

◆自治振興区

合併に当たって組織された住民自治の仕組み。基本的に旧小学校区を単位としており、30地区福祉会の単位と同じであるが、清和地区では、朝日と清北を合わせて朝日自治振興区、西木と緑川を合わせて緑川・木原谷自治振興区となっている。

◆生活支援コーディネーター

生活の支援に必要なサービス等を調べたり、地域の人材や資源をいかして、サービスを組み立てたりする役割を果たす人。

◆生活支援コーディネーター事業

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。別名で、「地域支えあい推進員」とも呼ばれている。

◆青壮年

青年と壮年。主として、16歳から50歳くらいまでの者をさす。

◆成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人の保護（財産管理や身上監護）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度である。また、弁護士等の専門職後見だけでなく地域住民による後見（市民後見）の確保が求められている。

《た行》

◆地域共生社会

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会。

◆地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

◆地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援しようとするものである。

◆地域の縁がわ

熊本県が推進している子ども・高齢者・障がい者など利用者を限定しない、地域の誰もがいつでも気軽に集い、支え合う地域の拠点のこと。

◆地域包括支援センター

介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談の受付や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援を行う総合的な相談・サービスの拠点。

◆地域包括ケア

健康づくり、医療、在宅ケア、リハビリ等を、地域と関係者等が一体的・体系的に、生活ニーズに応じて適切かつ継続してサービス提供がされること。

◆地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防、住まい、生活支援福祉サービスが一体的に提供される体制のこと。

◆地区福祉会

矢部地区の地区社協、清和地区の地域福祉を支える会、蘇陽地区の健康福祉部などの地域福祉活動組織を通称で地区福祉会と呼称。全体で30地区あるので総称して30地区福祉会と呼ぶ。

◆DV（ドメスティックバイオレンス）

家族内や内縁関係内などでの家庭内暴力（身体だけでなく心理的、経済的、性的暴力などを含む）、元夫婦や恋人間での状況も指す。

## 《な行》

### ◆認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

### ◆認知症フレンドリー社会

認知症になっても、特殊な環境に閉じこめられるのではなく、これまでと同じように、地域や社会とつながり、なんらかの役割をもって生きていける社会を作っていこうという考え方。

### ◆年少人口（率）

人口の年齢構成をみる際、15歳未満の人口を年少人口と言い、その割合を年少人口率という。15歳～64歳までを生産年齢人口、65歳以上を高齢者人口と呼んでいる。

### ◆ノーマライゼーション

高齢者や障がい者と健常者を区別せず、社会のなかで共に生活していこうとする理念で、この理念は、老人福祉法や身体障害者福祉法にも位置づけられており、社会福祉のあらゆる分野に共通する理念である。

## 《は行》

### ◆発達障がい

発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる障がいで、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥/多動性障がい等を指す。

### ◆8050問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

### ◆避難行動要支援者

災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方々のこと。

### ◆ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織。

### ◆福祉コミュニティビジネス

福祉コミュニティによる経済活動。地域の人材や資源を活かし、高齢者の生きがいや障がい者の社会参加などを共同・共益のもとで進めるもの。

### ◆福祉避難所

高齢者や障がい者、妊婦など支援の必要な人達（災害時避難行動要支援者）に配慮した市町村指定の災害時避難所。

### ◆福祉課題

住民が抱える福祉上の課題のこと。

### ◆フットパス

フットパスとは【Foot=歩く】【Path=小径】のこと。積極的に歩くことを楽しんでいるイギリスが発祥。

### ◆福祉委員

本町独自の、地域見守りの仕組みとして、行政区等に委員を依頼している。高齢者等の見

守りや福祉に関する研修等を行っている。

◆ふれあいいいきサロン

公民館等を利用し、高齢者をはじめ地域の人が集まり談笑・ゲーム・食事等を行うこと。

◆ヘルプカード

障がいのある人が携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード。とくに聴覚障がいや内部障がい、知的障がいなど、一見、障がいがあるとはわからない人が周囲に支援を求める際に有効。

◆防災マップ

避難所・浸水想定区域・防災情報など、災害時に備えた情報や事前の対策について掲載した防災地図。

◆保護司

法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う者。

◆ボランティアセンター

「ボランティアをしたい人」と「ボランティアが必要な人」とをつなぐ中間支援組織。活動場所の提供や各種講座・講演会による啓発活動、情報紙等による情報提供などを行っている。

《ま行》

◆マイタイムライン

住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの

◆見守り台帳

地域住民が日常的な見守りや助け合い、緊急時の支援活動を円滑に行うことができるように必要な情報を記載した個人台帳。

◆見守りマップ

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などを地図にマークするなどして確認するためのもの。

◆民生委員児童委員

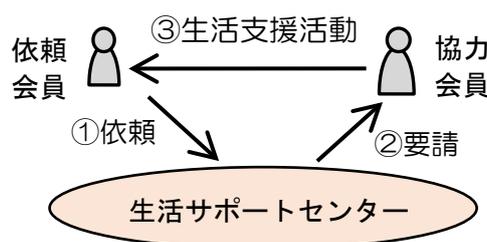
地域住民の生活把握のほか、同じ地域に住む人々の相談を受けたり、児童の遊び場確保のための活動など、地域の福祉を高めるための様々な自主活動を行ったり、関係行政機関とのパイプ役として幅広い活動をする民間の奉仕者（厚生労働大臣が委嘱）。

《や行》

◆山都町生活サポートセンター

ちょっとした困り事、手伝って欲しいことを地域住民相互で助け合う有償の生活支援活動。30分500円の費用。

山都町社会福祉協議会の生活サポートセンターが依頼会員と協力会員との仲介。



◆ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話（ケア）などを日常的に行っているこども・若者。

◆要介護認定者

介護保険制度の要介護認定において、介護の必要性があると認められた人。要支援1・2、要介護1～5の認定区分がある。

《ら行》

◆レスキュー事業

社会福祉法人が社会貢献の一環として、経済的に課題のある人への心理的不安の軽減や公的な制度・サービスへの橋渡しなどを行う事業。

《わ行》

◆ワークキャンプ

グループになって生活を送りながら様々な労働活動を行っていく合宿スタイルのボランティアのこと。

◆ワークショップ

多様な価値感や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を出しやすく形式ばらないよう工夫された会議の手法。

講義などのような一方的な知識伝達のスタイルではなく、様々な人の意見やアイデアを交換・紹介することにより、課題解決のための方策の提案などを行う。

## 山都町保健福祉総合計画策定会議委員名簿

順不同、敬称略

	所属	氏名	備考
1	熊本学園大学社会福祉部 非常勤講師	今吉 光弘	委員長
2	山都町議会 厚生常任委員会 委員長	吉川 美加	副委員長
3	山都町教育委員会 教育委員	坂梨 理恵子	
4	山都町包括医療センターそよう病院 院長	山下 太郎	
5	社会福祉法人 御陽会 明星学園 施設長	武元 典雅	
6	山都町民生委員・児童委員協議会 会長	滝口 美智子	
7	30地区福祉会 会長	西岡 かずえ	
8	上益城地域振興局 保健福祉部環境部 福祉課 課長	芝田 忠博	
9	熊本県社会福祉協議会 地域福祉部 部長	川口 和博	
10	山都町消防団 団長	渡辺 大祐	
11	山都町シニアクラブ連合会 会長	北野 讓	
12	山都町PTA 連絡協議会 会長	岩田 陽一	
13	山都町身体障害者会 会長	高松 東二郎	

---

山都町地域福祉計画・山都町地域福祉活動計画

令和7年3月

策 定 山都町・山都町社会福祉協議会

---



山都町章



山都町社会福祉協議会  
マスコットキャラクター  
しゃくりん